

平成 19 年 12 月 7 日

## 2007年度住宅用太陽光発電システム設置に対して

### 支援する自治体について（追加更新）

住宅用太陽光発電システム設置に対し支援を実施している自治体について、以下の通り追加がありました。

都道府県にご協力いただき調査した結果、支援自治体数は303自治体となりました。支援内容別に見ると「補助」を行う自治体は295自治体、「融資・斡旋・利子補給」は12自治体が実施しています（但し、補助と融資等の両者を実施している自治体は4自治体）。都道府県別では、支援を実施している自治体がない県は6県で、結果として41都道府県で1以上の自治体が支援を行っています。

2007年度都道府県別支援自治体

2007.11.20

No.	都道府県	2007年度の 支援自治体数	支援自治体 (2006年度から継続)	追加 (2007年度新規)	中止 (2006年度で終了した自治体)
1	北海道	11	北海道(札幌市) 室蘭市 帯広市 北見市 網走市 長沼町 音更町 幕別町 足寄町	美瑛市	釧路市(登別市)
2	青森県	0			
3	岩手県	2	葛巻町 紫波町		
4	宮城県	2	丸森町 加美町		
5	秋田県	0			
6	山形県	10	山形県 山形市 米沢市 村山市 天童市 東根市 山辺町 中山町 西川町	上山市	尾花沢市
7	福島県	13	福島県 郡山市 いわき市 喜多方市 南相馬市 会津美里町 広野町 楡葉町 富岡町 大熊町	南会津町 会津坂下町 塙町	石川町 猪苗代町 双葉町 会津南町
8	茨城県	7	水戸市 土浦市 つくば市 守谷市 常陸大宮市(神栖市) 東海村		
9	栃木県	12	(栃木県) 宇都宮市 足利市 鹿沼市 日光市 小山市 大田原市 矢板市 益子町 芳賀町 大平町	さくら市	河内町
10	群馬県	5	前橋市 太田市 明和町 大泉町	中之条町	
11	埼玉県	12	川越市 川口市 所沢市 狭山市 深谷市 戸田市 朝霞市 蓮田市 坂戸市 横瀬町 駒西町	熊谷市	
12	千葉県	8	千葉市 市川市 我孫子市 君津市 浦安市 印西市	柏市 市原市	(四街道市)
13	東京都	16	港区 品川区 杉並区 北区 荒川区 板橋区 足立区(足立区)(葛飾区) 武蔵野市 三鷹市 府中市 調布市 町田市(町田市) 小金井市 東村山市	小平市 葛飾区	台東区 多摩市 練馬区(文京区)
14	神奈川県	15	横浜市 川崎市(川崎市) 横須賀市 平塚市 藤沢市 小田原市 逗子市 相模原市 厚木市 海老名市 座間市 綾瀬市 愛川町	(神奈川県) 湯河原町	
15	新潟県	4	長岡市 糸魚川市 上越市 佐渡市		
16	富山県	4	富山県 砺波市 射水市 朝日町		富山県 滑川市 小矢部市
17	石川県	8	石川県 金沢市 小松市 かほく市 白山市 能美市 内灘町 中能登町		七尾市
18	福井県	1	勝山市		福井県 福井市 敦賀市 小浜市 大野市 鯖江市 あわら市 越前市 永平寺町 池田町 南越前町 越前町 美浜町 高浜町 おおい町 若狭町 坂井市
19	山梨県	10	甲府市 富士吉田市 都留市 山梨市 大月市 北社市 笛吹市 増穂町 昭和町 鳴沢村		
20	長野県	21	長野市 松本市 上田市 岡谷市 飯田市 諏訪市 小諸市 駒ヶ根市 飯山市 茅野市 塩尻市 東御市 安曇野市 御代田町 富士見町 松川町 喬木村 豊丘村 波田町 山形村 高山村		
21	岐阜県	2	養老町 安八町		大垣市 中津川市
22	静岡県	15	浜松市 熱海市 島田市 富士市 藤枝市 御殿場市 袋井市 裾野市 湖西市 御前崎市 東伊豆町 清水町 芝川町	沼津市 磐田市	掛川市
23	愛知県	32	愛知県 豊橋市 岡崎市 半田市 春日井市 碧南市 刈谷市 豊田市 安城市 西尾市 蒲郡市 常滑市 江南市 小牧市 稲沢市 新城市 東海市 知多市 日進市 田原市 愛西市 北名古屋市長久手町 豊山町 大口町 美浜町 幸田町 三好町 菅羽町 御津町	一宮市 設楽町	
24	三重県	30	三重県 津市 伊賀市 四日市市 伊勢市 松阪市 鈴鹿市 尾鷲市 亀山市 鳥羽市 熊野市 いなべ市 木曽岬町 東員町 川越町 多気町 明和町 玉城町 度会町 大紀町 南伊勢町 紀北町 御浜町 紀宝町	桑名市 名張市 志摩市 菟野町 朝日町 大台町	
25	滋賀県	4	滋賀県 栗東市 野洲市 東近江市		長浜市
26	京都府	3	京都市 南丹市	(京都府)	
27	大阪府	2	茨木市		泉大津市
28	兵庫県	10	兵庫県(神戸市) 洲本市 相生市 豊岡市 加古川市 朝来市 猪名川町 稲美町	尼崎市	
29	奈良県	1	生駒市		
30	和歌山県	0			和歌山市
31	鳥取県	6	鳥取県 鳥取市 湯梨浜町 琴浦町 北栄町 日南町		
32	島根県	3	雲南市 吉賀町	松江市	
33	岡山県	5	(岡山県) 倉敷市 井原市 総社市 瀬戸内市		岡山県(岡山市) 新見市 美咲町
34	広島県	3	呉市 三原市 福山市		(広島県)(広島市)(福山市)
35	山口県	1	(山口県)		
36	徳島県	2	美波町 松茂町		
37	香川県	7	香川県 高松市 丸亀市 坂出市 観音寺町 直島町 多度津町		
38	愛媛県	4	松山市 西条市 大洲市 東温市		
39	高知県	2	土佐市 椿原町		
40	福岡県	5	福岡市 筑前町 大木町 香春町	北九州市	
41	佐賀県	1	佐賀県		
42	長崎県	0			
43	熊本県	2	菊池市 天草市		
44	大分県	0			
45	宮崎県	0			
46	鹿児島県	1	鹿児島市		
47	沖縄県	1	那覇市		
	合計	303	272	28	47

※ ( ) なしは補助を行なう自治体。( ) 付きは、融資・あっせん・利子補給等の補助以外の支援を行なっている支援自治体。ただし、川崎市のように補助と融資等の両方を行なっている場合は、それぞれに表記をしている。ただし、支援自治体数のカウントは両方行なっている場合にも1カウントとしている。

※ 岡山県、福山市の2自治体は中止欄に記載されているが、補助又はそれ以外の一方で19年度も継続されているため中止自治体数にはカウントされていない。

都道府県		自治体名	支援内容	備考
北海道	2	北海道札幌市〔融資〕	札幌市環境保全資金融資制度 市内に所在し、または新築する予定のある自らが居住する住宅に太陽光発電設備(2kW以上10kW未満)を設置しようとする方で、設置しようとする住宅の所有者(新築予定者を含む)または居住者(設置を行うことについて住宅の所有者の同意を受けているものに限る)を対象に融資。 <限度額200万円、無利子、融資期間10年以内(据置期間1年以内)、元利均等割賦返済> [連絡先:環境局環境都市推進部新エネルギー政策課 TEL:011-211-2872]	平成16年度から開始
	5	北海道北見市〔補助〕	北見市住宅用太陽光発電システム導入費補助金 市内の住宅に太陽光発電システムを設置する方、または建売住宅供給者等から市内において発電システム付き住宅(新築のものに限る。)を購入する方に対し補助を実施。省エネナビの設置が条件。 <4万円/kW、上限12万円> [連絡先:農林水産商工部産業振興課 TEL:0157-25-1210]	平成14年度から開始
	6	北海道網走市〔補助〕	網走市住宅用太陽光発電システム導入費補助金 市税の滞納がない方で、自ら居住する市内の住宅に太陽光発電システムを設置する方、または建売住宅供給者等から自ら居住するため市内において発電システム付きの住宅(新築のものに限る。)を購入する方に対し補助を実施。省エネナビの設置が条件。 <6万円/kW、上限18万円> [連絡先:市民部生活環境課 TEL:0152-44-6111 内線342]	平成17年度から開始
	8	北海道夕張郡長沼町〔補助〕	長沼町住宅用太陽光発電システムモニター補助金 町内に住所を有する方(設置報告書提出時までに町に転入し、住所を有する予定の方を含む)であり、当該年度の2月末日までに、町内において自ら居住する住宅等に新たに住宅用太陽光発電システムを設置する方、または自ら居住するため住宅用太陽光発電システム付きの住宅等(新築のものに限る)を購入する方に補助する。 借地、借家等に居住している者が設置する場合、当該土地、建物の所有者の承諾をえていること、本人および同居の家族が町税等を滞納していないこと、設置後3年間に、システムの利用状況等について報告することが条件。 <6万円/kW(町3万円/kW、道3万円/kW)、上限18万円(町9万円、道9万円)> [連絡先:総務政策課 TEL:0123-88-2111 内線224]	平成17年度から開始
	9	北海道音更町〔補助〕	音更町新エネルギー設備導入費補助金 町内の住宅等に住宅用太陽光発電システムを設置する者等に対して補助を行う。 <6万円/kw、上限20万円> [連絡先:企画部企画課 TEL: 0155-42-2111 内線214]	平成19年度から 平成21年度まで(予定)
	11	北海道足寄郡足寄町〔補助〕	足寄町住宅用太陽光発電システム導入補助金 自ら居住する町内の住宅に太陽光発電システムを設置する方、または建売住宅供給者等から町内において発電システム付き住宅(新築のものにかぎる。)を購入する方に補助する。 <3kWまで:8万円/kW(町5万円/kW、道3万円/kW)、3kW超:5万円/kW(町)、上限29万円(町20万円、道9万円)> [連絡先:経済課商工観光振興室 TEL:0156-25-2141 内線250]	平成15年度から開始
岩手県	12	岩手県岩手郡葛巻町〔補助〕	葛巻町新エネルギー導入事業費補助金 町内に住所を有し、次の各号に該当する個人又は団体若しくは法人とする。正、電気事業法(昭和39年法律第170号)に基づく電気事業者を除く。(1)住宅又は事業所に太陽光発電設備を設置する者 (2)住宅又は事業所に太陽熱利用設備を設置する者 (3)通勤や事業に利用するためにクリーンエネルギー自動車(電気自動車、ハイブリッド自動車、燃料電池自動車をいう。以下同じ。)を購入する者 (4)住宅又は事業所にバイオマス熱利用設備を設置する者 (5)住宅又は事業所、若しくは共同利用施設の用に供するため風力発電設備、小水力発電設備などその他の新エネルギー設備を設置する者 (6)住宅又は事業所に高効率エネルギー設備を設置する者 対象設備とは、太陽光発電設備、太陽熱利用設備、クリーンエネルギー自動車、バイオマス熱利用設備、その他の新エネルギー設備(風力発電、小水力発電等)、高効率エネルギー設備(高効率給湯器等)をいう。 <太陽光発電設備の場合:(住宅に設置)3万円以内/kW、上限9万円。(事業所に設置で、国・県補助金の交付を受けた場合)補助対象事業費の10分の1以内> <太陽熱利用設備の場合:(自然循環型太陽熱温水器を設置):3万円/kW(強制循環型ソーラーシステムを設置)5万円/kW><クリーンエネルギー自動車の場合:(クリーンエネルギー自動車を購入)車両本体価格の5%以内、上限5万円。(バイオマス熱利用設備の場合:(木質ペレット燃焼機器を設置)(1)住宅に設置する場合、設置費用の3分の1以内、上限5万円。(2)事業所に設置し、国・県補助金の交付を受ける場合、その補助対象事業費の10分の1以内。 [連絡先:農林環境エネルギー課 TEL:0195-66-2111 内線146]	平成14年度から 平成21年度まで
	13	岩手県紫波郡紫波町〔補助〕	紫波町クリーンエネルギー導入促進事業費補助金 町内に住所を有し、または住所を有しようとしている方(団体および法人を除く。)で、当該年度においてクリーンエネルギーの設備を導入しようとする方が対象。ただし、既に補助金の交付を受けたことがある方(同一世帯の方も含む。)、町税等を滞納している方は対象外。 <3万円/kW、上限3kW、9万円>(千円未満切捨て) [連絡先:循環政策課 TEL:019-672-2111 内線3512・3513]	平成15年度から開始
宮城県	14	宮城県伊具郡丸森町〔補助〕	丸森町住宅用太陽光発電システム導入補助金 町内に居住し、または居住する目的で住宅を所有または建築予定の方に補助する。 <2万円/kW、上限8万円>(千円未満切捨て) [連絡先:町民税務課 TEL:0224-72-3012]	平成14年度から開始
	15	宮城県加美郡加美町〔補助〕	加美町住宅用太陽光発電システム導入補助金 町内に居住し、または居住する目的で住宅を所有または建築予定の方に補助する。 <5万円/kW、上限20万円>(千円未満切捨て) [連絡先:商工観光課 TEL:0229-63-6000]	平成18年度から 平成21年度まで(予定)
	16	山形県村山総合支庁〔補助〕	村山地域地球温暖化対策協議会住宅用太陽光発電システム設置事業補助金 自ら居住し、または居住する予定である山形市、村山市、天童市、東根市、上山市、山辺町、中山町および西川町の5市3町の区域内の専用住宅または居住の用に供する床面積が当該建築物の2分の1以上を占める併用住宅またはこれらの住宅に附属する車庫・物置等へ新規に設置する方に補助する。ただし、システムを販売する業者が、村山地域地球温暖化対策協議会の会員であることが条件。 <設置場所が山形市の場合:4万円/kW、4kW上限。設置場所が山形市以外の場合:6万円/kW、4kW上限> [連絡先:村山総合支庁環境課 TEL:023-621-8424]	平成17年度から開始

山形県	17	山形県山形市〔補助〕	住宅用太陽光発電装置設置補助金 専用住宅または併用住宅(居住用の床面積が、その建築物の延床面積の2分の1以上であるもの)である市内の自宅または市内に設置予定である自宅、これらの自宅に付属する車庫等に住宅用太陽光発電装置を新規に設置する方に補助する。 ＜2万円/kW、4kW上限。ただし、システムの販売業者が村山地域地球温暖化対策協議会の会員である場合は、県の補助金が上乗せされる。＞(千円未満切捨て) [連絡先:環境部環境課 TEL:023-641-1212 内線682]	平成14年度から開始
	21	山形県天童市〔補助〕	村山地域地球温暖化対策協議会住宅用太陽光発電システム設置事業補助金 自ら居住し、または居住する予定である市内の専用住宅または居住の用に供する床面積が当該建築物の2分の1以上を占める併用住宅またはこれらの住宅に付属する車庫・物置等へ新規に設置する方に補助する。ただし、システムを販売する業者が、村山地域地球温暖化対策協議会の会員であることが条件。 ＜山形県の補助額のとおり(うち、市の負担分2万円/kW)＞ [連絡先:生活環境課 TEL:023-654-1111 内線273・274]	平成17年度から開始
	24	山形県東村山郡中山町〔補助〕	村山地域地球温暖化対策協議会住宅用太陽光発電システム設置事業補助金 自ら居住し、または居住する予定である町内の専用住宅または居住の用に供する床面積が当該建築物の2分の1以上を占める併用住宅またはこれらの住宅に付属する車庫・物置等へ新規に設置する方に補助する。ただし、システムを販売する業者が、村山地域地球温暖化対策協議会の会員であることが条件。 ＜山形県の補助額のとおり(うち、町の負担分2万円/kW)＞ [連絡先:住民税務課 TEL:023-662-2113]	平成17年度から開始
	25	山形県西村山郡西川町〔補助〕	村山地域地球温暖化対策協議会住宅用太陽光発電システム設置事業補助金 自ら居住し、または居住する予定である町内の専用住宅または居住の用に供する床面積が当該建築物の2分の1以上を占める併用住宅またはこれらの住宅に付属する車庫・物置等へ新規に設置する方に補助する。ただし、システムを販売する業者が、村山地域地球温暖化対策協議会の会員であることが条件。 ＜山形県の補助額のとおり(うち、町の負担分2万円/kW)＞ [連絡先:町民税務課 TEL:0237-74-4404]	平成17年度から開始
福島県	27	福島県郡山市〔補助〕	郡山市住宅用太陽光発電システム設置費補助金 市内に自ら居住または居住しようとする方で、住宅用太陽光発電システムを既築・新築住宅へ設置する方または住宅用太陽光発電システムが設置された新築住宅を購入する方が対象。ただし、住宅を借りている方、市税等に滞納がある方は対象外。 ＜2万円/kW、4kW上限＞(千円未満切り捨て) [連絡先:商工労働部開発課 TEL:024-924-2271]	平成18年度から 平成20年度まで(予定)
	28	福島県いわき市〔補助〕	いわき市住宅用太陽光発電システム設置費補助金(平成13年度から18年度までいわき市環境負荷軽減型住宅整備費補助金(平成19年度から開始) 自ら居住する又は居住しようとする市内の住宅にシステムを設置する方、自ら居住しようとする市内のシステム付き住宅を購入する方が対象。 ＜2万円/kW、4kW上限＞(千円未満切捨て) [連絡先:生活環境部環境企画課 TEL:0246-22-7528]	平成13年度から 平成18年度まで 平成19年度から開始(新制度)
	31	福島県南会津郡南会津町〔補助〕	南会津町住宅用太陽光発電システム設置費補助金 自ら居住する住宅で(店舗等の併用住宅を含む。)新たに太陽光発電システムを設置し、電力会社と電灯契約をする方。町税を完納している方に補助する。 ＜6万円/kW、4kW上限＞(千円未満切捨て)※予算の範囲内での補助 [連絡先:環境水道課 TEL:0241-62-6140]	平成16年度(旧田島町)から開始
	33	福島県大沼郡会津美里町〔補助〕	会津美里町住宅用太陽光発電システム設置費補助金 自らが居住し、または居住しようとする町内の住宅(店舗等との併用住宅を含む。)にシステムを設置する方に補助する。 ＜3万円/kW(町)+3万円/kW(県)、上限12万円(町)+12万円(県)＞ (千円未満切捨て) [連絡先:総合政策課 TEL:0242-55-1171]	平成17年度から開始
36	福島県双葉郡楢葉町〔補助〕	楢葉町住宅用太陽光発電システム設置費補助金 自ら居住する、または居住しようとする町内に所在する住宅(店舗等との併用住宅等を含む。)にシステムを設置する方に補助する。ただし、すでに本規定による補助金を受けた方は対象外。 ＜6万円/kW、4kW上限＞(千円未満切捨て) [連絡先:企画課 TEL:0240-25-2111]	平成16年度から開始	
茨城県	39	茨城県水戸市〔補助〕	水戸市住宅用太陽光発電システム設置補助制度 市内に居住する方または居住する予定のある方で、平成19年度に住宅用太陽光発電システムを設置し、電力会社と電力受給契約を結ぶ方が対象。 ＜4万円/kW、上限12万円＞ [連絡先:環境課 TEL:029-224-1111 内線341]	平成14年度から開始
	40	茨城県土浦市〔補助〕	土浦市住宅用太陽光発電システム設置費補助事業 市内に自らが居住する住宅(店舗等との併用住宅を含む。)に発電システムを設置する方、または自らが居住しようとする発電システム付き建売住宅を市内に購入する方で、市税を滞納していない方、年度内にすべての手続きを完了することが出来る方が対象。 ＜6万円/kW、上限24万円＞ [連絡先:環境保全課 TEL:029-826-3327]	平成14年度から開始
	41	茨城県つくば市〔補助〕	つくば市住宅用太陽光発電システム設置補助金 市内に住所を有する方(補助金の交付を受ける年度内に、住所を市内に有することとなる方を含む)で、新たに住宅用太陽光発電システム(最大出力10kW未満)を設置し、年度内(3月20日まで)に電力会社と太陽光発電設備の系統連系に伴う電力受給契約を結び、設置等を完了出来る方が対象。 ＜4万円/kW、上限3kW・12万円＞ [連絡先:環境保全部環境課 TEL:029-836-1111]	平成15年度から開始
	43	茨城県常陸大宮市〔補助〕	常陸大宮市住宅用太陽光発電システム設置整備事業補助金 市内に住所を有し、自ら居住する住宅(店舗等の併用住宅を含む。)に発電システムを設置した方、または自ら居住するために市内にシステム付き新築住宅を購入した方に補助する。 ＜4.5万円/kW(上限18万円)＞(千円未満切捨て) [連絡先:市民部環境課 TEL:0295-52-1111]	平成14年度から開始
	45	茨城県那珂郡東海村〔補助〕	住宅用太陽光発電システム設置費補助 村内に住所を有し、自ら居住する住宅に住宅用太陽光発電システムを新たに設置する方に補助する。 ＜10万円/kW、上限4kW、40万円＞ [連絡先:環境政策課 TEL:029-282-1711 内線1451]	平成13年度から開始

栃木県	46	栃木県[融資]	太陽光発電システム融資制度 県内に居住する方(新たに県内に居住する方を含む。)で、自らまたは同居する家族が所有する住宅(新築・既築)に太陽光発電システムを設置する方を対象に融資。ただし、太陽光発電システム設置工事に着手していないこと(システム付きの建売住宅を購入する場合を除く。)、県税を滞納していないことが条件。 <融資限度額:200万円,融資利率:1.7%、償還期間:10年以内、元利均等毎月返済方式> [連絡先:生活環境部環境局環境政策課 TEL:028-623-3187]	平成17年度から開始
			新エネルギー導入に必要な設備を整備する県内で1年以上営業している中小企業者を対象に融資。 <融資限度額:100万円以上1億円以下、融資利率:1.7%、償還期間:7~10年以内> [連絡先:生活環境部環境局環境管理課 TEL:028-623-3188]	平成9年度から開始
	47	栃木県宇都宮市[補助]	住宅用太陽光発電システム設置費補助金 自ら居住する市内の住宅にシステムを設置し、平成19年度に電力会社とシステムに係る電力受給契約を締結して事業が完了した方(自ら居住するために市内のシステム付き住宅を購入した方を含む)で、住宅の所在地に住所を有する方に補助する。ただし、市税を滞納していないこと、前年の所得金額が1,200万円以下であることが条件。 <4万円/kw、4kw上限>(千円未満切捨て) [連絡先:環境部環境政策課 TEL:028-632-2418]	平成15年度から開始
	49	栃木県鹿沼市[補助]	鹿沼市新エネルギー設備導入費補助金 自ら居住する市内の住宅(店舗併用住宅を含む。)に新たに新エネルギー設備を設置する方、または自らが居住するために、新エネルギー設備の設置等が完了している市内の住宅を購入する方に補助する。ただし、工事に着手していないこと、市税を滞納していないこと、平成19年度中に設置工事を完了出来ることが条件。 <5万円/kW、上限20万円>(千円未満切捨て) [連絡先:環境対策部環境課 TEL:0289-64-3276]	平成18年度から開始
	50	栃木県日光市[補助]	日光市住宅用太陽光発電システム設置費補助金 自ら居住する市内の住宅に太陽光発電システムを設置する方(平成19年2月28日までにすべての工事の完了が見込めること。)、または太陽光発電システムの設置が完了している市内の住宅を自ら居住するために購入しようとする方に補助する。 <2万円/kW、上限10万円>(千円未満切捨て) [連絡先:市民環境部環境課 TEL:0288-21-5152]	平成18年度から開始
	51	栃木県小山市[補助]	小山市住宅用太陽光発電システム設置費補助金 平成18年4月1日以降に自ら居住する市内の住宅に太陽光発電システムを設置した市民、または平成18年4月1日以降に自ら居住するため、太陽光発電システムの設置が完了した住宅を購入した市民に補助する。ただし、市税を滞納していないことが条件。 <2万円/kW、上限4kW、8万円> [連絡先:市民生活部環境課 TEL:0288-22-9288]	平成18年度から開始
	53	栃木県矢板市[補助]	矢板市住宅用太陽光発電システム設置費補助金 自ら居住する市内の住宅に太陽光発電システムを設置する方(発電システム設置後1年以内に市内に住所を有する見込みのある方を含む。)で、市税を完納している方に補助する。 <3万円/kW、上限12万円> [連絡先:市民福祉部環境課 TEL:0287-43-6755]	平成15年度から開始
55	栃木県芳賀郡益子町[補助]	益子町住宅用太陽光発電システム設置費補助金 町内に住所を有し、自ら居住する家屋(店舗等の併用住宅を含む。)にシステムを設置する方で、町税を完納している方に補助する。 <5万円/kW、上限4kW、20万円>(千円未満切捨て) [連絡先:住民課 TEL:0285-72-8101]	平成18年度から開始	
群馬県	58	群馬県前橋市[補助]	住宅用太陽光発電システム設置費補助事業 市内に居住する一般住宅や店舗併用住宅(居住用部分が二分の一以上)に住宅用太陽光発電システムを設置しようとする個人に補助する。 交付決定後に工事着工すること、市税に滞納がないことなどが条件。 <6万円/kW、上限24万円> [連絡先:生活環境部環境課 TEL:027-890-6292]	平成17年度から開始
	59	群馬県太田市[奨励金]	太田市太陽光発電システム導入奨励金 市内の住宅に太陽光発電システムを設置した方に、市内で利用できる金券を支給。既存の太陽光発電システムに増設する場合は、既設部分を含め10kW未満である方を対象。ただし、賃貸または売却を目的とした住宅に太陽光発電システムを設置した方、市町村税の滞納のある方は対象外。 <1kW以上2kW未満6万円、2kW以上3kW未満12万円、3kW以上4kW未満18万円、4kW以上24万円> [連絡先:環境部環境政策課 TEL:0276-47-1893]	平成19年度から 平成21年度まで
	60	群馬県中之条町[補助]	住宅用太陽光発電システム設置費補助金 自らが所有、若しくは居住する町内に発電システムを設置、又はシステム設置済み住宅を購入する方。世帯全員が町税及び使用料等完納していること。 <2万円/kW、上限8万円> [連絡先:経済産業課 TEL:0279-75-2111]	平成18年度から開始
	62	群馬県邑楽郡大泉町[補助]	住宅用太陽光発電システム設置整備事業補助金 自ら居住する町内の住宅に太陽光発電システムを設置した方、または町内に自らが居住するために太陽光発電システム付きの住宅を購入した方に補助する。 <8.5万円/kW、上限4kW、34万円> [連絡先:生活環境課 TEL:0276-63-3111 内線126]	平成14年度から開始
埼玉県	63	埼玉県川越市[補助]	住宅用太陽光発電システム設置事業補助金 自ら居住する市内の住宅に太陽光発電システムを設置する方、または自ら居住するため、太陽光発電システムが設置されている住宅を市内に購入する方に補助する。 <4万円/kW、上限4kW、16万円> [連絡先:環境部環境政策課 TEL:049-224-8811 内線2614・2615]	平成9年度から開始
	64	埼玉県熊谷市[補助]	1 熊谷市住宅用太陽光発電システム設置費補助金 (目的) 市内において太陽光発電システムを住宅に設置した者に対し、設置にかかる費用の一部を補助(交付対象者の主な要件) (1)市内に自己の居住を主たる目的に所有している住宅又は新築する住宅に設置するもの (2)補助金の申請時に市税の滞納がないこと (3)システムの最大出力は10キロワット未満であるもの <5万円/kW、上限20万円> [連絡先:環境政策課 TEL:048-524-1111 内線 409] 2 熊谷市・公益信託熊谷環境基金住宅用太陽光発電システム設置費補助金 (目的) 市内において太陽光発電システムを住宅に設置した者に対し、設置にかかる費用の一部を補助(交付対象者の主な要件) (1)市内に自己の居住を主たる目的に所有している住宅又は新築する住宅に設置するもの (2)補助金の申請時に市税の滞納がないこと (3)システムの最大出力は10キロワット未満とし、増設の場合は既設部分を含め10キロワット未満であるもの <5万円/kW、上限20万円> [連絡先:環境政策課 TEL:048-524-1111 内線 409]	平成19年度から開始  平成19年度(予定)

埼玉県	65	埼玉県川口市〔補助〕	川口市新エネルギー等活用システム設置費補助金 市内に戸建て住宅を所有し、同住宅に住民登録済みであり、かつ、市税の滞納のない方に補助。 ＜5万円/件＞ 〔連絡先:環境部環境総務課 TEL:048-228-5376〕	平成17年度から開始
	66	埼玉県所沢市〔奨励金〕	所沢市温暖化防止活動奨励金 住宅用太陽光発電システム等、温暖化防止につながる「物品の購入、継続利用」及び「行動に関する活動」に対する奨励。 ＜購入金額の2分の1以内の額、上限1万円＞ 〔連絡先:環境総務課 TEL:04-2998-9133〕	平成17年度から開始
	67	埼玉県狭山市〔補助〕	狭山市住宅用太陽光発電システム設置費補助金 自ら居住する市内の住宅(一つの建築物を複数の目的に使用する場合は、当該建築物を住宅の用途に供するものに限る。)に太陽光発電システムを設置する方に補助。ただし、市税を滞納していないこと、過去に補助金を受けていないことが条件。 ＜5万円/kW、上限5万円＞ 〔連絡先:環境政策課 TEL:04-2953-1111 内線3671,3672〕	平成15年度から開始
	68	埼玉県深谷市〔補助〕	深谷市住宅用太陽光発電システム設置費補助金 市内に存する住宅(併用住宅の場合、住宅部分の面積が総床面積の2分の1以上のものに限る。)で、自己の主たる居住の用に供し、かつ、所有している住宅または新築する住宅に発電システムを設置する方に補助する。(附属建築物にモジュールを設置する場合を含む)ただし、市税を完納していること、都市計画法や建築基準法の違反がないこと、過去に同補助金を受けていないこと、設置後2年間の発電量等の報告が条件。 ＜5万円/kW、上限20万円＞(千円未満切捨て) 〔連絡先:環境課 TEL:048-574-8572〕	平成16年度から開始
	69	埼玉県戸田市〔補助〕	戸田市住宅用太陽光発電システム設置費補助制度 市内に住所を有し、市税を完納している方が自ら所有し、かつ居住する市内の住宅に太陽光発電システム(1kW以上のシステムが対象)を設置しようとする方に補助。設置後2年間、発電電力量等の定期報告に協力でき、過去にこの補助金を受けていないことが条件。 ＜7万円/kW、上限5kW、35万円＞ 〔連絡先:市民生活部環境クリーン室 TEL:048-441-1800 内線377〕	平成17年度から開始
	70	埼玉県朝霞市〔補助〕	住宅用太陽光発電システム設置費補助制度 市税を完納し、市内に住所を有する方が、自ら居住する市内の住宅に太陽光発電システムを設置する場合に補助。 ＜6万円/kW、上限20万円＞ 〔連絡先:市民環境部環境保全課 TEL:048-463-1512〕	平成13年度から開始
	72	埼玉県坂戸市〔補助〕	坂戸市住宅用太陽光発電システム設置費補助事業 自ら居住する市内の住宅(一の建築物を複数の用途に使用する場合は、当該建築物の延べ面積の過半を住宅の用途に供するものに限る。)に、電力を供給する目的で太陽光発電システムを設置する方に補助する。ただし、市税を滞納していないことが条件。 ＜7万円/件＞ 〔連絡先:環境部環境政策課 TEL:049-283-1331 内線363・364〕	平成15年度から開始
	73	埼玉県秩父郡横瀬町〔補助〕	横瀬町住宅用太陽光発電システム設置費補助金 町内に自ら居住または居住予定の住宅(店舗等との併用住宅を含む。)に太陽光発電システムを設置する方に補助する。ただし、町税の滞納がないことが条件。 ＜2.5万円/kW、上限7.5万円＞(千円未満切捨て) 〔連絡先:建設課 TEL:0494-25-0117〕	平成16年度から開始
74	埼玉県北埼玉郡騎西町〔補助〕	騎西町住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付制度 町内に住所を有し、自ら居住する町内の住宅(店舗等の併用住宅も含む。以下同じ。)に太陽光発電システムを設置しようとする方に補助する。ただし、賃貸の目的で太陽光発電システムを設置しようとする方、住宅を借りている方で賃貸人の承諾が得られない方、販売目的で太陽光発電システム付き住宅を建築する方、町税を滞納している方は対象外。 ＜2万円/kW、4kW上限＞ 〔連絡先:町民生活課環境防災担当 TEL:0480-73-1111 内線124〕	平成13年度から 平成19年度まで(予定)	
千葉県	75	千葉県千葉市〔補助〕	千葉市住宅用太陽光発電設備設置費助成事業 住民税の滞納のない方で、市内の自己居住用建物に発電設備を設置する方に補助する。 ＜4.5万円/kW、上限3kW、13.5万円＞ 〔連絡先:建築部住宅政策課 TEL:043-245-5810〕	平成13年度から開始
	76	千葉県市川市〔補助〕	市川市住宅用太陽光発電システム設置助成事業 自ら居住する市内の住宅に未使用の住宅用太陽光発電システムを設置する方で、市民税の滞納がなく、設置完了時に住民登録をされていること。 ＜2.5万円/kW、上限10万円＞ 〔連絡先:環境清掃部環境政策担当 TEL:047-320-3976〕	平成12年度から開始
	77	千葉県柏市〔補助〕	柏市住宅用太陽光発電システム設置費補助金 市内の自ら居住する一戸建ての住宅用太陽光発電システムを設置する方に補助する。 ＜1万円/kW、上限3万円＞ 〔連絡先:環境部環境保全課 TEL:04-7163-4422〕	平成18年度から開始
	78	千葉県市原市〔補助〕	市原市住宅用太陽光発電システム設置補助金 自ら居住する市内の住宅(併用住宅含む)に、自己の費用をもって発電システムを設置する方に補助する。但し、市民税を滞納していないことと電力会社と電力供給契約を締結していることが条件。 ＜2.5万円/kW、上限10万円＞ 〔連絡先:環境部環境政策課 TEL:0436-23-9769〕	平成18年度から開始
	79	千葉県我孫子市〔補助〕	我孫子市住宅用太陽光発電システム設置費補助金 自ら居住する市内の住宅に発電システムを設置する方に補助する。すでに発電システムを設置済みの方、工事中の方は補助の対象外。 ＜3万円/kW、上限4kW、12万円＞ 〔連絡先:環境生活部手賀沼課 TEL:04-7185-1111 内線462〕	平成14年度から開始
	81	千葉県浦安市〔補助〕	浦安市住宅用太陽光発電システム設置費補助金 市に居住し、住民登録がある方で、自ら居住する市内の住宅(店舗併用可)に発電システムを設置しようとしている方に補助する。 ＜2.5万円/kW、上限10万円＞ 〔連絡先:環境部環境保全課 TEL:047-351-1111 内線1462〕	平成15年度から 平成22年度まで(予定)
	82	千葉県印西市〔補助〕	住宅用太陽光発電システム等設置費補助制度 市に住民票がある方で、自らが所有し居住する住宅(店舗等との併用住宅を含む。)にシステムを設置する方に補助する。 システムとは、太陽光発電システム、太陽熱利用温水器をいう。 ＜太陽光発電システム設置の場合、5万円/kW、上限20万円＞ 〔連絡先:市民経済部生活環境課 TEL:0476-42-5111〕	平成17年度から開始

東京都	84	東京都品川区〔補助〕	環境共生住宅助成事業 区民(太陽光発電設備設置住宅を新築もしくは購入した後に区民となる方を含む。)であって、自己居住用住宅に太陽光発電設備を設置する方に補助する。 ただし、区市町村民税の滞納がないことが条件。 ＜工事費用の10%、上限30万円＞ 〔連絡先:住宅課 TEL:03-5742-6777〕	平成14年度から開始
	85	東京都杉並区〔補助〕	杉並区住宅用太陽光発電システム機器設置費補助事業 区内に自ら居住または新築及び改築によりこれから居住する住宅(店舗等の併用住宅を含む。)に、太陽光発電設備を設置する方に補助する。ただし、過去にこの補助金を受けていないこと。 ＜7万円/kW、上限20万円＞ 〔連絡先:環境課地球温暖化対策担当 TEL:03-3398-3195〕	平成15年度から開始
	86	東京都北区〔補助〕	環境共生住まいづくり助成制度 区内に自ら居住する、または居住する予定の区内の住宅に、太陽熱温水器または太陽光発電システム機器を設置する方で、住民税(特別区民税)を滞納していない方に補助する。ただし、対象となる工事について、区の他の助成制度を受けていないこと、この制度に基づく助成を受けていないことが条件。 ＜工事費用の5%、上限15万円＞(消費税相当額は除外。千円未満切捨て) 〔連絡先:まちづくり部住宅課 TEL:03-3908-9201〕	平成16年度から開始
	87	東京都荒川区〔補助〕	荒川区地球温暖化防止及びヒートアイランド対策事業助成金交付制度(エコ助成制度) 自ら居住する区内の住宅(居住予定の住宅を含む)または区内に所有する事業所に対し、新たに助成対象機器等を設置・施工する方に補助する。 ＜太陽光発電装置の場合2万円/kW、上限20万円＞ 〔連絡先:環境課 TEL:03-3802-4693〕	平成18年度から開始
	88	東京都板橋区〔補助〕	板橋区新エネルギー及び省エネルギー機器導入補助金制度 区内において、自らが居住するための住宅に新しく対象機器を設置する者(賃貸住宅等の場合は住宅の所有者から機器設置についての同意書が必要)に対して補助する。 対象機器は、住宅用太陽光発電システム、住宅用太陽熱温水器、住宅用ガス発電給湯器、住宅用CO2冷媒ヒートポンプ給湯器、住宅用潜熱回収型給湯器。 ＜住宅用太陽光発電システム設置の場合、補助金額は2.5万円/kW(上限10万円)で、対象機器はJETの太陽電池モジュール認証を受け太陽電池の最大出力合計が10kW未満のもの。＞ 〔連絡先:資源環境部環境保全課 TEL:03-3579-2596〕	平成18年度から 平成20年度まで
	89	東京都足立区〔補助〕	足立区住宅用太陽光発電システム設置費補助制度 区内の自ら居住する住宅に太陽光発電システムを設置した区民に補助する。 ＜2万円/kW、上限20万円＞(区の融資あっせん制度と併用を可とする。) 〔連絡先:環境部環境推進課 TEL:03-3880-5935〕	平成15年度から開始
		東京都足立区〔融資〕	足立区住宅用太陽光発電システム設置資金融資あっせん制度 区内居住者で、自己の所有する住宅に太陽光発電システムを設置する方に対し、資金の融資を金融機関へあっせんし、利子および保証料の補助をする。ただし、最近1年間に区民税の滞納のない方。 ＜融資あっせん額:設置費用から区の補助金額を差引いた額(上限500万円)、償還方法:元利均等分割返済(3年以内)、ボーナス返済可(50%以内)、据置期間:6カ月以内＞ 利子と保証料は区が全額補助。償還方法の詳細は取扱金融機関により異なる。 〔連絡先:環境部環境推進課 TEL:03-3880-5935〕	平成15年度から開始
	90	東京都葛飾区〔補助〕	太陽光発電システム設置助成金 区内の自ら居住し、または居住する予定の住宅に、太陽光発電システムをあらたに設置する方に助成する。事業所や集合住宅は対象外。 ＜3万円/kW、上限12万円＞(千円未満切捨て) 〔連絡先:環境課 TEL:03-5654-8237〕	平成18年度から開始
		東京都葛飾区 〔融資あっせん、利子補給、信用保証料補給〕	ソーラーエネルギーシステム設備資金融資制度 ①法人、個人事業者、または②区内に引き続き1年以上居住し、前年の合計所得金額が2千万円以下で、最近1年間に納付すべき特別区民税または市町村民税を納付している、申込み時の年齢が満20歳以上の区民(個人用)に対し、家庭用などの太陽光発電システムや太陽熱温水器の設置に対して、金融機関に資金をあっせんし、区が利子および信用保証料の一部を補助する。区が行う太陽光発電システム設置助成制度との併用はできない。 ＜融資あっせん:500万円以内、期間:5年以内(据置期間6カ月を含む。)、返済方法:据置期間経過後元金均等割賦返済または元利均等割賦返済、利率:本人負担年0.7%(年2.3%のうち1.6%を区が補助)、信用保証料:10万円を限度に区が補助する。＞ 〔連絡先:環境課 TEL:03-5654-8237〕	平成10年度から開始
	91	東京都武蔵野市〔補助〕	住宅用太陽光発電設備設置費助成制度 市内の自ら居住するための住宅に太陽光発電設備を新たに設置する方(新品の設備で設置前に申請されたものに限る)に助成を実施。 ＜9万円/kW、上限36万円＞(千円未満切捨て) 〔連絡先:環境生活部環境政策課 TEL:0422-60-1841〕	平成14年度から開始 平成17年度改正 平成19年度所管替え
	92	東京都三鷹市〔補助〕	新エネルギー導入助成金制度 市民、団体、事業者等が新たに新エネルギー設備を導入する場合に補助する。新エネルギー設備とは、太陽光発電設備、風力発電設備、燃料電池コージェネレーション、その他市長が認める設備をいう。 ＜5万円/kW、上限20万円＞ 〔連絡先:生活環境部環境対策課 TEL:0422-45-1151 内線2523・2524〕	平成16年度から開始
	94	東京都調布市〔補助〕	調布市居住環境改善資金補助制度 当該年度まで市内に引き続き居住しており、対象住宅の所有者または賃貸借契約者である方で、市税の納税義務者であり、既に納期の経過した市税等を完納している方が、環境負荷低減のため、太陽光発電設備や太陽熱温水器などの取付等を行う場合に補助する。 ＜補助対象工事経費の10%に相当する額。上限20万円＞(1千円未満切捨て) 〔連絡先:都市備部住宅課 TEL:0424-81-7141〕	平成15年度から開始
	95	東京都町田市 〔補助〕・〔利子補給〕	町田市中小企業融資制度(環境改善整備資金) 市内に1年以上住民登録または本店登記を有し、現に市内で1年以上事業を営んでいる中小企業者で、市税を完納し、現に環境改善整備資金を受けていないものが、町田市の指導により、町田市の定める技術基準による太陽光発電システムもしくは太陽熱高度利用システムを事業所に新設する場合に要する資金の融資を行なう。 ＜融資限度額:1000万円、年利1.8%全額補助、信用保証料全額補助、7年以内割賦返済＞ 〔連絡先:環境・産業部産業観光課 TEL:042-724-2129〕	平成15年度から開始
	97	東京都小平市〔補助〕	小平市新エネルギー・省エネルギー機器設置モニター助成制度 市内の住宅(賃貸住宅を除く)に居住し、又は居住する予定のある者であって、太陽光発電システム、二酸化炭素冷媒ヒートポンプ給湯器、潜熱回収型給湯器を設置するもの。ただし、設置後2年間省エネルギー報告書を提出できるもの。 ＜5万円/kW、上限10万円＞ 〔連絡先:環境部環境保全課 TEL:042-346-9536〕	平成19年度から開始

	98	東京都東村山市[補助]	東村山市住宅用太陽光発電システム設置費補助金 市内において居住する家屋に太陽光発電システムを設置する方に補助する。 (設置前に事前申請) <5万円/kW、上限10万円> [連絡先:環境部管理課 TEL.042-393-5111 内線2614]	平成18年度から 平成22年度まで
神奈川県	100	神奈川県横浜市[補助]	横浜市住宅用太陽光発電システム設置費補助金 太陽光発電システムを以下の住宅へ設置する事業(住宅の新築に合わせたシステムの設置を含む。)を実施する個人に補助する。 補助に係る住宅は、市内の住宅で、①戸建て住宅で、自ら所有し、居住する住宅、②共同住宅で、自らが所有し、かつ、居住(建物に居住し、居住部への電力供給を目的としていれば、階段、広場等、共用部分への供給を含むシステムも可とする。)していること。ただし、他の所有者との共有部分に設置する場合は、所有者全員との間で同意が取れている場合に限る。 <3万円/kW、上限12万円>(千円未満切捨て) [連絡先:温暖化対策課 TEL.045-671-4155]	平成15年度から開始
	101	神奈川県川崎市[補助]	川崎市住宅用太陽光発電施設設置費補助事業 市内に自ら所有し、居住している住宅について、太陽光発電施設を戸建住宅(新築、既築)に設置しようとする方(所有者が複数いる場合は、全員の同意が必要。既設の装置は対象外。)、または太陽光発電施設を共同住宅に設置しようとする方(共有部分に設置する場合は、所有者全員の同意が必要。)に補助する。 <3万円/kW、上限20万円> [連絡先:環境局総務部地球温暖化対策担当 TEL.044-200-2405]	平成18年度から開始
	102	神奈川県横須賀市[補助]	住宅用太陽光発電システム設置費補助金 自らが居住する市内の住宅に太陽光発電システムを設置する方、または未使用の太陽光発電システムが設置されている住宅を購入する方に補助する。ただし、納付期限のきた市税を完納していることが条件。1件の住宅につき、1件の申し込みとする。 <2万円/kW、上限10万円>(千円未満切捨て) [連絡先:環境部環境計画課 TEL.046-822-8524]	平成15年度から開始
	103	神奈川県平塚市[補助]	平塚市ECOS(エコス)補助金制度(平塚市太陽光発電システム設置費補助制度) 市内の住宅(店舗等の併用住宅を含む。)に居住し、その住宅に太陽光発電システムを設置する方に補助する。ただし、申請時に市税等を完納していることが条件。 <1万円/kW、上限4万円> [連絡先:環境部環境政策課 TEL.0463-23-1111 内線2266・2330]	平成16年度から開始
	104	神奈川県藤沢市[補助]	藤沢市住宅用太陽光発電システム設置補助事業 市内に住所を有する個人で、市内において太陽光発電システムを住宅等(自らが居住する住宅をいい、店舗等の併用住宅のうち、延べ面積の過半が住宅の用途に供するものを含む。)へ設置する方に補助する。ただし、市税等を完納していることが条件。 <5万円/kW、上限15万円> [連絡先:環境部環境管理課 TEL.0466-25-1111 内線3311]	平成15年度から開始
	106	神奈川県逗子市[補助]	逗子市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金 自らが居住する市内の住宅に太陽光発電システムを設置した方、自らが居住するために市内の太陽光発電システム付き新築住宅を購入した方に補助する。ただし、市税の滞納がないことが条件。 <5万円/kW、上限20万円>(千円未満切捨て) [連絡先:環境管理課 TEL.046-873-1111]	平成15年度から開始
	107	神奈川県相模原市[補助]	住宅用太陽光発電設備設置補助 市内で自ら居住する住宅(店舗等の併用住宅を含む。)に太陽光発電設備を設置する方に補助する。 <3万円/kW、上限9万円>(千円未満切捨て) [連絡先:環境対策課 TEL.042-769-8240]	平成13年度から開始
	108	神奈川県厚木市[補助]	厚木市住宅用太陽光発電システム設置奨励金 市内の居住の用に供する建築物に太陽光発電システムを設置した個人の方で、かつ、当該建築物の所有者。市内の居住の用に供する建築物に所有者の承諾を得て太陽光発電システムを設置し、かつ、当該建築物に居住する市民。市内の居住の用に供する建築物のうち、区分所有法に規定される区分所有建物に太陽光発電システムを設置したもの。 <2.5万円/kW、上限7.5万円、ただし設置工事費の1/3以内> [連絡先:環境部環境総務課 TEL.046-225-2749]	平成15年度から開始
	109	神奈川県海老名市[補助]	海老名市環境保全対策支援事業補助金 現に市内に住所を有し、居住する方であって、自己が居住している建物等に太陽光発電施設を設置した方。市内に事業所を有する法人または個人であって、太陽光発電施設を設置した方。市内に自己が居住するために建設する住居用の建物等に太陽光発電施設を設置する方に補助する。 <3万円/kW、上限10万円> [連絡先:市民環境部環境保全課 TEL.046-235-4912]	平成12年度から開始
	110	神奈川県座間市[補助]	住宅用太陽光発電設備設置助成制度 市内において、住宅用太陽光発電設備を住宅など(自らが居住する住宅をいい、店舗など併用住宅のうち、延べ床面積の過半が住宅の用途に供するものを含む。)に設置する方に補助する。 <3万円/kW、上限15万円> [連絡先:環境対策課 TEL.046-252-8214]	平成16年度から開始
111	神奈川県綾瀬市[補助]	住宅用太陽光発電設備設置補助金 市内に住所を有する個人(市内に住居を新築または立て替えのため市外に居住している方も含む。)で、自らが所有し居住する住宅(店舗等の併用住宅を含む。)に太陽光発電設備を設置する方に補助する。 <3万円/kW、上限10万円>(千円未満切捨て) [連絡先:環境市民部環境保全課 TEL.0467-70-5620]	平成17年度から開始	
112	神奈川県足柄下郡湯河原町[補助]	湯河原町住宅用太陽光発電設備設置補助金 専ら居住の用に供する自己所有の建物に住宅用太陽光発電設備を新たに設置する者又は住宅用太陽光発電設備付新築住宅を購入する者で、電力需給契約締結、町税に滞納がない等が条件。 <4万円/kW、上限8万円> [連絡先:環境都市部環境課 TEL.0465-63-2111]	平成19年7月1日から 平成24年3月31日まで	
113	神奈川県愛甲郡愛川町[補助]	住宅用太陽光発電設備設置費用助成制度 町内にある自らが居住する住宅(店舗・事業所等の併用住宅は除く。)に太陽光発電設備を設置する方に補助する。 <5万円/kW、上限10万円> [連絡先:環境経済部環境課 TEL.046-285-2111 内線3512・3513]	平成18年度から開始	
114	新潟県長岡市[補助]	長岡市住宅用太陽光発電システム設置事業補助金 長岡市に住居を所有する方又は長岡市に住居を求め、住所を所有する予定の方で自らの住宅に住宅用太陽光発電システムを設置し、使用する方に補助する。 <2万円/kW、上限6万円>(千円未満切捨て) [連絡先:環境政策課 TEL.0258-94-0528]	平成16年度から開始 平成19年度補助金額見直し	



新潟県	116	新潟県上越市〔補助〕	上越市環境保全設備整備促進事業補助金 市内に存する住宅または市内に建築する住宅で、自らの居住の用に供するものに太陽光発電システムを設置する方に補助する。 ＜3万円/kW、上限9万円＞ 〔連絡先：市民生活部環境企画課 TEL:025-526-5111 内線1553〕	平成10年度から開始
	117	新潟県佐渡市〔補助〕	佐渡市クリーンエネルギー活用事業補助金 市内に住所を置く個人または団体が、補助対象設備を設置する場合に補助する。 補助対象設備とは、①低公害車、②住宅用太陽光発電設備、③小規模風力発電設備（一般家庭用）をいう。 ＜住宅用太陽光発電設備設置の場合：6.5万円/kW、上限39万円＞ 〔連絡先：企画振興課 TEL:0259-63-4152〕	平成16年度から開始
富山県	118	富山県富山市〔補助〕	富山市住宅用太陽光発電システム設置補助金 市内の自ら居住する住宅に太陽光発電システム（2kW以上）を設置した方に補助する。 ＜5万円/件＞ 〔連絡先：環境部環境政策課 TEL:076-443-2178〕	平成12年度から開始
	119	富山県砺波市〔補助〕	砺波市住宅用太陽光発電システム設置補助金 市内に住所を有する方が、市内の専用住宅等に発電システムを設置する場合に補助する。 ただし、①発電システム設置の際に屋敷内の屋敷林を伐採する場合、②伝統的な「アズマダチ」または「マエナガシ」の木造住宅にあっては、当該住宅屋根に設置する場合、③過去に本補助を受けたことがある方、④市税等に滞納がある場合は対象外。 ＜2万円/件＞ 〔連絡先：生活環境課 TEL:0763-33-1111 内線142〕	平成16年度から開始
	120	富山県射水市〔補助〕	射水市住宅用太陽光発電システム設置補助金 市内の自ら居住する住宅に太陽光発電システム（2kW以上）を設置した方に補助する。補助は1申請当たり1回限りとする。 ＜5万円/件＞ 〔連絡先：建築住宅課 TEL:0766-52-7395〕	平成18年度から開始
石川県	123	石川県金沢市〔補助〕	金沢市住宅用太陽光発電システム設置費補助制度 自己が所有し、かつ居住する戸建ての住宅に太陽光発電システムを設置する個人、または自己が所有かつ居住を目的として取得する戸建ての住宅に設置する個人に補助する。 ＜普及支援策：1.1万円/kW(市)+0.55万円/kW(県)、上限6.6万円＞(千円未満切捨て) 〔連絡先：環境局環境保全課 TEL:076-220-2507〕	平成16年度から開始
	124	石川県小松市〔補助〕	小松市住宅用太陽光発電システム設置事業費補助 自ら居住する市内の住宅に太陽光発電システムを設置する方、または自ら居住するために市内のシステム付き住宅を購入する方に補助する。システム設置の自己資金が足りない場合は、市の融資も利用できる。 ＜2.25万円/kW、4kW上限＞(千円未満切捨て) 〔連絡先：環境企画課 TEL:0761-24-8067〕	平成15年度から開始
	128	石川県河北郡内灘町〔補助〕	内灘町住宅用太陽光発電システム設置費補助金 自己が所有し、かつ居住する住宅に太陽光発電システムを設置する方、または太陽光発電システムを設置した建売住宅を、自己が居住するために購入する方に補助する。 ＜3.375万円/kW、上限13.5万円＞ 〔連絡先：都市整備部上下水道課 TEL:076-286-1115〕	平成17年度から開始
	129	石川県鹿島郡中能登町〔補助〕	太陽光発電システム設置費助成金 町内に居住する方が、自ら所有する住宅に太陽光発電システムを設置する場合、またはシステム付き住宅を購入する場合に補助する。 ＜3万円/kW(町)+1.5万円/kW(県)、上限4kW、18万円＞ 〔連絡先：保健環境課 TEL:0767-72-3129〕	平成18年度から開始
山梨県	131	山梨県甲府市〔補助〕	甲府市住宅用太陽光発電システム設置費補助金 市内に住所を有する方(市内に自ら居住するための住宅を新築する方も含む。)で、市税を完納している方に補助する。ただし、甲府市太陽光発電システム資金融資要綱(平成11年9月環発第1号)に基づき融資を受けていないことが条件。 ＜3万円/kW、上限15万円＞ 〔連絡先：環境部環境総室環境保全課 TEL:055-241-4312〕	平成15年度から開始
	132	山梨県富士吉田市〔補助〕	富士吉田市住宅用太陽光発電システム設置費補助金 市内に住所を有し、市税納税義務者において市税を完納している方、納税義務者でない場合は市長が特に認めた方で、自ら居住する住宅に対象システムを設置した方に補助する。 ＜3万円/kW、上限15万円＞ 〔連絡先：環境政策課 TEL:0555-22-0030〕	平成13年度から開始
	133	山梨県都留市〔補助〕	都留市住宅用自然エネルギー発電システム設置費補助金 市内に住所を有し、自ら居住する住宅に発電システムを設置した方で、市税の納税者で当該市税を完納している方、または市税の納税義務者でない方で市長が特に認めた方に補助する。 ＜2万円/kW、上限10万円＞ 〔連絡先：地域振興課環境保全体室 TEL:0554-43-1111 内線171〕	平成11年度から開始
	134	山梨県山梨市〔補助〕	山梨市住宅用太陽光発電システム設置費補助金 市内に住所を有し、自ら居住する市内の住宅に発電システムを設置した方で、市税等を完納している方に補助する。 ＜3万円/kW、上限15万円＞(千円未満切捨て) 〔連絡先：環境課 TEL:0553-22-1111 内線254〕	平成16年度から開始
	135	山梨県大月市〔補助〕	大月市住宅用太陽光発電システム設置費補助事業 市内の自ら居住する住宅(併用住宅を含む。)に太陽光発電システムを設置した方で、市税等を完納している方に補助する。 ＜2万円/kW、上限8万円＞ 〔連絡先：まちづくり推進課 TEL:0554-21-5100〕	平成16年度から開始
	136	山梨県北杜市〔補助〕	北杜市住宅用太陽光発電システム設置費補助金 市内を住所として住民登録を行っており、自ら所有し、居住する市内の住宅(併用住宅を含む。)に太陽光発電システムを設置した方のうち、納付すべき納期限の到来した市税等を完納している方に補助する。ただし、以前に当該補助事業による補助金交付を受けていないことが条件。 ＜2.5万円/kW、上限20万円＞ 〔連絡先：生活環境部環境課 TEL:0551-42-1341〕	平成18年度から開始
	137	山梨県笛吹市〔補助〕	笛吹市住宅用太陽光発電システム設置費補助金 市内に住所を有し、電力供給契約をした方に補助する。 ＜3万円/kW、上限10万円＞ 〔連絡先：市民環境部ごみ減量課 TEL:055-262-4111 内線183〕	平成16年度から開始
	138	山梨県南巨摩郡増穂町〔補助〕	新エネルギー導入補助 町内に住所を有する方で、申請人および同一生計者が町税を滞納しておらず、自らが居住する町内の住宅に太陽光発電を設置する方、または設置しようとする方に補助する。 ＜2.5万円/kW、上限10万円＞ 〔連絡先：税務町民課 TEL:0556-22-7209〕	平成15年度から開始

	139	山梨県中巨摩郡昭和町 [補助]	昭和町住宅用太陽光発電システム設置補助金制度 発電システムの設置場所が町内であり、かつ、町内に住所を有する方(自ら居住するために発電システムが設置された住宅を新築又は購入したものを含む)で、申請を行う年度の前年度において町税等の未納がない方。また申請者は電力会社と電力需要契約を締結した方に補助する。ただし過去にこの要綱による助成を受けていないことが条件。 <10万円/kW、上限40万円> [連絡先:環境経済課 TEL:055-275-8355(直通)]	平成18年度から開始
長野県	141	長野県長野市[補助]	太陽光発電システム普及促進事業補助金 自宅へ太陽光発電システムを設置する方で、市税を滞納していない方に補助する。 <3万円/kW、上限20万円> [連絡先:環境管理課 TEL:026-224-5034]	平成11年度から開始
	142	長野県松本市[補助]	松本市住宅用太陽光発電システム設置補助金 自らが居住するための市内の住宅に太陽光発電システムを設置する方または対象システムを設置する市内の住宅で販売を目的とした住宅を購入しようとする方で、過去に本補助金の交付を受けておらず、市税の滞納のない方に補助する。 <3万円/kW、上限4kW-12万円、1kW当たりの設置費用が80万円以下のもの> [連絡先:市民環境部環境保全課 TEL:0263-34-3000 内線1425]	平成13年度から 平成20年度まで(予定)
	143	長野県上田市[補助]	上田市新エネルギー活用施設設置費補助制度 自らが居住するための市内の住宅等に新エネルギー活用施設(新エネルギー活用施設とは太陽光発電システム、太陽熱高度利用システムをいう。)を設置しようとする方、または活用施設が設置された市内の住宅等で、販売を目的としたものを購入しようとする方で、市税を滞納していない方に補助する。住宅等が自己の所有に属さない場合は、当該住宅等の所有者の承諾をえられること。 <太陽光発電システム設置の場合:2.6万円/kW、4kW上限>(千円未満切捨て) [連絡先:市民生活部生活環境課 TEL:0268-23-5120]	平成15年度から開始
	144	長野県岡谷市[補助]	岡谷市自然エネルギー有効活用推進事業補助金 自らが居住するために市内の住宅(事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものを含む。)にシステムを設置しようとする方に補助する。 <2万円/kW、上限6万円> [連絡先:福祉環境部環境安全課 TEL:0266-23-4811]	平成15年度から開始
	145	長野県飯田市[補助]	住宅用太陽光発電システム設置補助金 飯田市の区域に事務所または事業所を有する事業者から購入した発電システムに限る。 <3万円/kW、上限10万円> [連絡先:飯田市環境協議会(事務局:環境課) TEL:0265-22-4511 内線5249]	平成16年度から開始
	147	長野県小諸市[補助]	小諸市住宅用太陽光発電システム設置補助金 自らが居住するための市内の住宅(住宅に事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものを含む。)に太陽光発電システムを設置しようとする方(当該住宅が自己の所有に属さない場合は、当該住宅の所有者の承諾書を提出できる方)、または太陽光発電システムを設置する市内の住宅で販売を目的とした住宅を購入しようとする方に補助する。 <5万円/kW、4kW上限> [連絡先:建設部建設課 TEL:0267-22-1700]	平成15年度から開始
	148	長野県駒ヶ根市[補助]	住宅用太陽光発電システム購入補助事業 自ら所有し、居住する市内の住宅に太陽光発電システムを設置(上・下伊那の市町村の区域に事務所・事業所を有する施工業者に限る。)し、かつ電力会社と余剰電力の売買契約を締結した方に補助する。 <2万円/kW、上限10万円>(千円未満切捨て) [連絡先:民生部市民生活課 TEL:0265-83-2111]	平成12年度から開始
	150	長野県茅野市[補助]	茅野市住宅用太陽光発電システム設置補助金 自らが居住するための市内の住宅等に太陽光発電システムを設置する方(当該住宅が自己の所有に属さない場合は、所有者の承諾書を提出できる方)、または自ら居住するため太陽光発電システムを設置した市内の建売住宅を購入する方に補助する。ただし、市税滞納者および市税未申告者(国民健康保険税を含む。)は除く。 <対象経費の10/100以内、限度額20万円> [連絡先:工業労政課 TEL:0266-72-2101 内線432]	平成15年度から開始
	152	長野県東御市[補助]	東御市住宅用太陽光発電システム設置補助金 自ら居住し、もしくは居住する予定の市内の住宅(店舗との併用住宅を含む)に対象システムを設置する方、または対象システムが設置された市内の新築住宅を購入しようとする方に補助する。 <3万円/kW、上限30万円>(千円未満切捨て) [連絡先:企画課まちづくり協働係 TEL:0268-64-5893]	平成12年度(旧東部町)から開始
	153	長野県安曇野市[補助]	安曇野市住宅用太陽光発電システム設置補助金 市税等の滞納のない方で、自らが居住するための市内の住宅(事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものを含む。)に太陽光発電システムを設置しようとする方に補助する。ただし、当該住宅が自己の所有に属さない場合は、所有者の承諾書を提出できる方または太陽光発電システムを設置する市内の住宅で販売を目的とした住宅を購入しようとする方とする。 <5万円/kW、上限20万円>(千円未満切捨て) [連絡先:市民環境部環境課 TEL:0263-82-3131 内線212]	平成14年度(旧穂高町)から開始
155	長野県諏訪郡富士見町 [補助]	富士見町太陽光発電システム設置補助金 自らが居住するため町内の住宅等に太陽光発電システムを設置する方に補助する。当該住宅が自己の所有に属さない場合は、当該住宅の所有者の承諾書を提出できること。町税等の滞納者は対象外。 <5万円/kW、上限20万円>(千円未満切捨て) [連絡先:建設課生活環境係 TEL:0266-62-9114]	平成16年度から開始	
160	長野県東筑摩郡山形村 [補助]	山形村住宅用太陽光発電システム設置補助金 村内に住所を有し、かつ村内に居住を目的とした住宅を有する方または住宅を設けようとする方のうち、太陽光発電システムを設置しようとする方で、年度内に設置及び電力会社との契約を完了することができる方(当該住宅が自己の所有に属さない場合は、当該住宅の所有者の承諾書を提出できる方)、または太陽光発電システムを設置する村内の住宅で販売を目的とした住宅を購入しようとする方に補助する。 <5万円/kW、4kW上限> [連絡先:住民課 TEL:0263-98-3112]	平成18年度から開始	
岐阜県	162	岐阜県養老郡養老町 [補助]	養老町住宅用太陽光発電システム設置事業補助金 町内に住所を有し、または有しようとする方で、自己の居住の用に供する住宅に太陽光発電システムを設置する方、または自己の居住の用に供するシステム付きの住宅を建築または購入する方に補助する。ただし、町税を滞納していないことが条件。 <3万円/kW、上限12万円> [連絡先:商工労働課 TEL:0584-32-1100 内線339]	平成18年度から開始
	163	岐阜県安八郡安八町 [補助]	安八町住宅用太陽光発電システム設置事業補助金 町内で自ら居住する専用住宅及び併用住宅に太陽光発電システムを設置した方に補助する。 <8万円/kW、3kW上限。(地元産業育成のため、三洋電機の製品を使用の場合、12万円/kW、3kW上限)> [連絡先:民生部住民環境課 TEL:0584-64-3111]	平成14年度から開始

静岡県	167	静岡県島田市〔補助〕	住宅用太陽光発電システム設置費補助制度 自ら居住する市内の住宅に太陽光発電システムを設置する方に補助する。 <3万円/kW、上限20万円>(千円未満切捨て) [連絡先:市民部環境課 TEL:0547-36-7145]	平成14年度から 平成19年度まで(予定)
	169	静岡県磐田市〔補助〕	磐田市住宅用太陽光発電システム導入事業費補助金 市内に自ら居住または居住する予定の住宅に3kW以上の太陽光発電システムを設置する 方で、市税等の滞納がない方に予算の範囲内で補助する。 <2万円/kW、上限8万円>(千円未満切捨て) [連絡先:環境保全課 TEL:0538-37-4874]	平成19年度から 平成23年度まで
	170	静岡県藤枝市〔補助〕	藤枝市住宅用太陽光発電システム設置事業費補助金 市税を完納し、自らが居住する住宅(共同住宅および併用住宅の住宅以外の部分を除く。) に太陽光発電システムを設置する方に補助する。 <1.25万円/kW、上限5万円>(千円未満切捨て) [連絡先:生活環境課 TEL:054-643-3111]	平成14年度から開始
	171	静岡県御殿場市〔補助〕	御殿場市住宅用太陽光発電・太陽熱高度利用システム設置事業補助金 市内に住む方または住む予定の方が、自分の住む居宅に平成18年4月1日以降、太陽光 発電システムまたは太陽熱高度利用システムを設置する場合に補助する。また、これらのシ ステムが設置された市内の新築住宅を購入する場合も補助を受けられる。市税を完納してい ることが条件。 <5万円/件(それぞれ1回限り)> [連絡先:環境課 TEL:0550-83-1603]	平成18年度から開始
	175	静岡県御前崎市〔補助〕	新エネルギー・省エネルギー機器導入促進補助金 自らが居住するまたは居住する予定で、市内の住宅に設置 もしくは太陽光発電システム付き住宅を購入する方で、市税等の滞納がない方に補助する。 <3万円/kW、上限12万円>(千円未満切捨て) [連絡先:企画調整課 TEL:0537-85-1112]	平成15年度から開始
	177	静岡県清水町〔補助〕	清水町地球温暖化対策奨励事業費補助金 自ら居住し、または居住する予定の町内の個人住宅に太陽光発電システムを設置する方(法 人を除く。)で、町税等に滞納がない方に補助する。 <2万円/kW、上限10万円>(千円未満切捨て) [連絡先:住民生活課 TEL:055-981-8216]	平成18年度から開始
	178	静岡県富士郡芝川町 〔補助〕	芝川町住宅用太陽光発電システム設置費補助金 芝川町住民基本台帳に記載され、または外国人登録原票に登録されている方で、町内に自 ら居住する住宅(店舗兼用住宅を含み、賃貸は除く。)に発電システムを設置する方、または 自ら居住するために住宅供給者等から当該年度に建設される町内の発電システム付き住宅 (店舗兼用住宅を除く。)を購入する方に補助する。ただし、町税等を完納していることが条 件。 <2万円/kW、上限8万円>(千円未満切捨て) [連絡先:総務課 TEL:0544-65-2801]	平成18年度から開始
愛知県	179	愛知県〔補助〕	愛知県住宅用太陽光発電施設導入促進費補助金 県内の市町村が、住宅用太陽光発電施設を自ら居住する住宅に導入する方に対し、その導 入に対して助成する事業に要する経費の一部を補助する。 <補助率:1/4以内。補助基準額:2万円/kW(4kW上限) 補助金額:補助対象経費に補助率を乗じて得た額と、補助基準額に補助率を乗じて得た額 の少ない方の額。(千円未満切捨て)> [連絡先:大気環境課地球温暖化対策室 TEL:052-954-6242 または県内下記市町村窓口]	平成15年度から開始
	180	愛知県豊橋市〔補助〕	豊橋市住宅用太陽光発電システム設置整備事業補助金 自ら居住するまたは居住する予定のある市内の住宅(店舗等の併用住宅を含む。また、住民 票に記載されている住所地に限定する。)に太陽光発電システムを設置しようとする方 に補助する。ただし、電力会社と太陽光発電契約を行っている個人であること。 <8万円/kW、4kW上限>(千円未満切捨て) [連絡先:環境部環境保全課 TEL:0532-51-2385]	平成11年度から開始
	181	愛知県岡崎市〔補助〕	岡崎市住宅用太陽光発電システム設置費補助金 対象システムの設置予定住宅の電灯契約者であって、自ら居住し、かつ、所有(同居の親族 の所有を含む。)する市内の住宅に対象システムを設置しようとする方(併用住宅を含む。)、 または自らの居住の用に供するための市内の住宅の新築に合わせて対象システムを設置し ようとする方(併用住宅を含む。)に補助する。 <2.5万円/kW、上限10万円>(千円未満切捨て) [連絡先:環境総務課 TEL:0564-23-6685]	平成16年度から開始
	183	愛知県半田市〔補助〕	半田市住宅用太陽光発電システム設置費補助金 自ら居住するまたは居住する予定のある市内の住宅(店舗等との併用住宅を含む。)にシステ ムを設置する方、または自ら居住するために市内のシステム付き建売住宅を購入する方に補 助する。ただし、市税を滞納していないこと、当該年度においてこの要綱による補助を受け ていないことが条件。 <2万円/kW、4kW上限>(千円未満切捨て) [連絡先:環境センター TEL:0569-23-3567]	平成16年度から開始
	186	愛知県刈谷市〔補助〕	住宅用太陽光発電システム設置費補助事業 当該年度の4月1日以降に自ら居住する市内の住居に太陽光発電システムを設置する方、 または市の補助認定を受けている太陽光発電システムが設置されている建売住宅を購入し た方に補助する。 <9万円/kW、4kW上限、36万円>(千円未満切捨て) [連絡先:環境課 TEL:0566-62-1017]	平成11年度から開始
	187	愛知県豊田市〔補助〕	豊田市住宅用太陽光発電システム設置費補助金 自ら居住する市内の住宅に対象システムを新たに設置する方に補助する。ただし、対象シ ステムに対する補助金の交付は、1世帯につき1回限りとする。 <10万円/kW、上限30万円、かつ、当該補助対象経費の2分の1を超えない額とする。> (千円未満切り捨て) [連絡先:環境政策課 TEL:0565-34-6650]	平成12年度から開始
	188	愛知県安城市〔補助〕	安城市住宅用太陽光発電報奨金制度 市内において自ら居住する住宅に太陽光発電システムを設置している方で、平成16年4月1 日から平成20年3月31日までの間に電力会社と売電契約を締結した方が対象。ただし、市 税の滞納がないことが条件。 <2万4千円/kW>(千円未満切捨て、設置年度により変動あり。要確認。)商品券と現金 の併用。 [連絡先:環境都市推進課 TEL:0566-76-1111]	平成14年度から開始
	190	愛知県蒲郡市〔補助〕	蒲郡市住宅用新エネルギーシステム導入促進費補助金 自ら居住する市内の住宅(店舗等との併用住宅を含む。)に未使用の太陽光発電システム、 太陽熱利用システムを設置する方に補助する。ただし、太陽光発電システム、太陽熱利用シ ステムそれぞれにつき、1世帯1回限り。 <太陽光発電システム設置の場合、6万円/kW、4kW上限>(千円未満切捨て) [連絡先:産業環境部環境課 TEL:0533-66-1122]	平成14年度から開始

愛知県	191	愛知県常滑市〔補助〕	常滑市住宅用太陽光発電システム設置費補助金 市内において自ら居住する住宅(店舗等との併用住宅を含む。)に太陽光発電システムを設置した方、および自ら居住するため太陽光発電システム付き住宅を購入した方で、市税を滞納されていない方に補助する。 ＜2万円/kW、4kW上限＞ 〔連絡先:生活環境課 TEL:0569-35-5111 内線142〕	平成17年度から開始
	192	愛知県江南市〔補助〕	江南市住宅用太陽光発電システム設置費補助金制度 市内に自ら居住する住宅に太陽光発電システムを設置する方に補助する。 ＜2万円/kW、4kW上限＞(千円未満切捨て) 〔連絡先:経済環境部環境課 TEL:0587-54-1111 内線421〕	平成16年度から開始
	193	愛知県小牧市〔補助〕	小牧市住宅用太陽光発電システム設置費補助事業 自ら居住する市内の住宅(店舗等との併用住宅を含む。)にシステムを設置した方、または自ら居住するため建売住宅供給者等から市内のシステム付き住宅(店舗等との併用住宅を含む。)を購入した方に補助する。ただし、事業者、法人等個人以外が太陽光契約を締結している方を除く。 ＜7.5万円/kW、4kW上限＞(千円未満切捨て) 〔連絡先:環境政策課 TEL:0568-76-1181〕	平成13年度から開始
	194	愛知県稲沢市〔補助〕	稲沢市住宅用太陽光発電システム設置費補助事業 自ら居住する市内の住宅(店舗等との併用住宅を含む。)に対象システムを設置する方に補助する。 ＜2万円/kW、上限4kW、8万円＞(千円未満切捨て) 〔連絡先:経済環境部環境保全課 TEL:0587-36-0135〕	平成16年度から開始
	195	愛知県新城市〔補助〕	新城市住宅用太陽光発電システム設置費補助金 自ら居住する市内の住宅(店舗等との併用住宅を含む。)にシステムを設置する方で、市税を完納している方に補助する。 ＜2.5万円/kW、上限10万円＞(千円未満切捨て) 〔連絡先:生活環境部環境課 TEL:0536-23-7677〕	平成16年度から開始
	197	愛知県知多市〔補助〕	知多市住宅用太陽光発電システム設置費補助金 市内に住所を有し、当該年度に自らが居住する市内の住宅(店舗等との併用住宅を含む。ただし、延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供するものに限る。)にシステムを設置する方、または自らが居住するために当該年度に市内のシステム付き住宅(新築に限る。)を購入する方で、市税を完納している方に補助する。ただし、販売目的の住宅を建設する場合における当該住宅を建設した方、住宅を借りている方で賃貸人の承諾が得られない方は除く。 ＜5万円/kW、4kW上限＞(千円未満切捨て) 〔連絡先:環境課 TEL:0562-33-3151 内線252〕	平成13年度から開始
	198	愛知県日進市〔補助〕	日進市住宅用太陽光発電システム補助事業 自ら居住する市内の住宅に太陽光発電システムを新たに設置する方に補助する。 ＜4万円/kW、上限4kW16万円＞ 〔連絡先:水と緑の課 TEL:0561-73-2896〕	平成12年度から開始
	199	愛知県田原市〔補助〕	田原市エコ・エネルギー導入等補助金制度 自ら居住する市内の住宅(店舗付も含む。)に太陽光発電施設を設置した方、または市内の工場、事務所、店舗等に太陽光発電施設を設置する方に補助する。 ＜15万円/kW。ただし、補助対象経費の3分の1以内で、60万円を限度。＞ 〔連絡先:環境部エコエネ推進室 TEL:0531-23-7401〕	平成11年度から開始
	204	愛知県丹羽郡大口町〔補助〕	大口町住宅用太陽光発電システム設置費補助金 町内において自らが所有し、かつ、居住する住宅に対象システムを設置しようとする方、町内において自らが居住するため新築する住宅にあわせて対象システムを設置しようとする方、町内において自ら居住するため対象システム付き新築住宅を購入しようとする方に補助する。 ＜11万円/kW、4kW(44万円)上限＞ 〔連絡先:環境経済課 TEL:0587-95-1111〕	平成18年度から開始
	205	愛知県知多郡美浜町〔補助〕	美浜町住宅用太陽光発電システム設置費補助金 町内の自ら居住する住宅(店舗等との併用住宅を含む。)に対象システムを設置する方に補助する。 ＜5万円/kW、4kW(20万円)上限＞ 〔連絡先:建設部都市計画課 TEL:0569-82-1111 内線245〕	平成11年度から開始
	206	愛知県額田郡幸田町〔補助〕	幸田町住宅用太陽光発電システム設置費補助金 自ら居住する町内の住宅(店舗等との併用住宅を含む。ただし電力受給契約を個人が結ぶものに限る。)に太陽光発電システムを設置する方に補助する。 ただし、補助金の交付は、1世帯につき1回限りとする。 ＜6万円/kW、上限24万円＞ 〔連絡先:環境経済部環境課 TEL:0564-62-1111内線271〕	平成17年度から 平成21年度まで
	207	愛知県西加茂郡三好町〔補助〕	三好町住宅用太陽光発電システム補助金 自ら居住する町内の住宅に太陽光発電システムを設置する方に補助する。ただし、都道府県および町税を完納していることが条件。 ＜10万円/kW(4kW上限)で算出した額の2分の1＞ 〔連絡先:町民生活部環境課 TEL:0561-32-8018〕	平成13年度から開始
	208	愛知県北設楽郡設楽町〔補助〕	設楽町住宅用太陽光発電システム設置費補助金 自ら居住する町内の住宅(店舗等との併用住宅を含む)にシステムを設置する方に補助する。 ＜5万円/kW、上限20万円＞(千円未満切捨て) 〔連絡先:生活課 TEL:0536-62-0511〕	平成19年度から開始
	209	愛知県宝飯郡音羽町〔補助〕	音羽町住宅用太陽光発電システム設置費補助金 自ら居住する町内の住宅(店舗等との併用住宅を含む。)に太陽光発電システムを設置する方、または自ら居住するため建売住宅供給者等から町内のシステム付き住宅を購入する方に補助する。 ＜5万円/kW、4kW上限＞ 〔連絡先:住民課 TEL:0533-88-8003〕	平成16年度から開始
	211	三重県〔補助〕	家庭用新エネルギー普及支援事業 県内の市町と連携して、住宅用太陽光発電設備等の家庭用新エネルギー設備を導入する方に補助する。ただし、「三重県新エネサポーター」への登録が条件。補助制度の内容、補助額等、詳細は該当の市町による。連携市町:県下全29市町 ＜6万円/件(住宅用太陽光発電設備の場合。CO2冷媒ヒートポンプ給湯器、家庭用ガスエンジン給湯器と同時に設置の場合には加算額あり)、市町補助金の内数となる＞ 〔連絡先:政策部 土地・資源室 TEL:059-224-2010〕	平成13年度から開始

212	三重県津市〔補助〕	津市家庭用新エネルギー利用設備設置費補助金 市内の住宅に対象設備を設置または設置された新築住宅を購入される方へ、三重県新エネサポーターへの登録等普及啓発活動の取組を条件として補助金を交付。対象設備は、住宅用太陽光発電システム、小型風力発電システム。 <12万円/件(住宅用太陽光発電システムの場合。CO2冷媒ヒートポンプ給湯器、家庭用ガスエンジン給湯器と同時に設置の場合には加算あり)> [連絡先:環境部 環境政策課 TEL:059-229-3212]	平成14年度から開始
213	三重県四日市市〔補助〕	四日市市家庭用新エネルギー普及支援事業 市内の住宅に対象設備を設置または設置された新築住宅を購入される方へ、三重県新エネサポーターへの登録等普及啓発活動の取組を条件として補助金を交付。対象設備は、住宅用太陽光発電システム。 <11万円/件(CO2冷媒ヒートポンプ給湯器、家庭用ガスエンジン給湯器と同時に設置の場合には加算あり)> [連絡先:環境保全課 TEL:059-354-8188]	平成12年度から開始
214	三重県伊勢市〔補助〕	伊勢市家庭用新エネルギーシステム設置費補助金 現に自らが所有し、かつ居住する住宅に対象設備を設置しようとする方、自らが所有し、かつ居住するための住宅を新築しようとする方で、当該新築しようとする住宅に対象設備を設置しようとする方、または、対象設備を設置した新築住宅を、自らが所有し、かつ居住するため購入しようとする方に補助します。「三重県新エネサポーター」登録の承諾及び市からの情報提供、アンケート等への協力が条件です。対象設備とは、①住宅用太陽光発電システム、②小型風力発電システム、③①と同時に設置するCO2冷媒ヒートポンプ給湯器、④①と同時に設置する家庭用ガスエンジン給湯器です。 <住宅用太陽光発電システム設置の場合、12万円/件(③、④の場合、別に加算額あり)> [連絡先:環境課 TEL:0596-21-5540]	平成13年度から開始 (旧小俣町、旧二見町)
215	三重県松阪市〔補助〕	松阪市住宅用太陽光発電システム設置費補助金 市内の住宅に、家庭用エネルギー設備(住宅用太陽光発電システム・小型風力発電システム。以下「システム」という。)を設置しようとする方で、三重県新エネサポーターへ登録することを承諾し、かつ、①市内において自らが所有し、かつ、居住する住宅にシステムを設置する方、②市内において自らの居住の用に供するため、新築する住宅にあわせてシステムを設置する方、③市内において自らの居住の用に供するため、システムが設置された新築住宅を購入する方、④①から③のいずれかに該当し、住宅用太陽光発電システムと同時にCO2冷媒ヒートポンプ給湯器を設置又は購入する方、⑤①から③のいずれかに該当し、住宅用太陽光発電システムと同時に家庭用ガスエンジン給湯器を設置又は購入する方に補助する。 <住宅用太陽光発電システム設置の場合、10万円/件小型風力発電システム6万円(④、⑤の場合、別に加算額あり)> [連絡先:環境部環境課 TEL:0598-53-4425]	平成14年度から開始
216	三重県桑名市〔補助〕	桑名市家庭用新エネルギー普及支援事業補助金 市内において自らが所有し、かつ居住に対象設備を設置しようとする方、市内において自らの居住に供するため新築住宅を購入しようとする方に補助する。ただし、「三重県新エネサポーター」登録の承諾が条件。対象設備とは、①住宅用太陽光発電設備、②小型風力発電設備、③①と同時に設置するCO2冷媒ヒートポンプ給湯器、④①と同時に設置する家庭用ガスエンジン給湯器をいう。 <住宅用太陽光発電システム設置の場合6万円/件(③、④の場合、別に加算額あり)> [連絡先:環境管理課 TEL:0594-24-1437]	平成19年度から開始
217	三重県鈴鹿市〔補助〕	鈴鹿市家庭用新エネルギー設備設置費補助金 自らが居住し、または居住する予定の市内の住宅へ家庭用新エネルギー設備(増設を除く。)を設置する方、または家庭用新エネルギー設備が設置された市内の新築住宅を購入する方に補助する。ただし、「三重県新エネサポーター」登録の承諾が条件。家庭用新エネルギー設備とは、①住宅用太陽光発電システム、②①と同時に設置するCO2冷媒ヒートポンプ給湯器、③①と同時に設置する家庭用ガスエンジン給湯器をいう。 <住宅用太陽光発電システム設置の場合、14万円/件(②③の場合、別に加算額あり)> [連絡先:環境政策課 TEL:0593-82-7954]	平成13年度から開始
218	三重県名張市〔補助〕	名張市家庭用新エネルギー普及支援事業 市内の住宅に対象設備を設置または設置された新築住宅を購入される方へ、三重県新エネサポーターへの登録等普及啓発活動の取組を条件として補助金を交付。対象設備は、住宅用太陽光発電システム、小型風力発電システム。 <6万円/件(住宅用太陽光発電システムの場合。CO2冷媒ヒートポンプ給湯器、家庭用ガスエンジン給湯器と同時に設置の場合には加算あり)> [連絡先:生活環境部 環境保全室 TEL:0595-63-7492]	平成19年度から開始
219	三重県尾鷲市〔補助〕	尾鷲市家庭用新エネルギー設備設置費補助金 自らが居住している市内の住宅に家庭用新エネルギー設備を設置した方、または家庭用新エネルギー設備が設置された市内の新築住宅を購入する方に補助する。ただし、「三重県新エネサポーター」登録の承諾が条件。 家庭用新エネルギー設備とは、①住宅用太陽光発電システム、②①と同時に設置するCO2冷媒ヒートポンプ給湯器、③①と同時に設置する家庭用ガスエンジン給湯器をいう。 <住宅用太陽光発電システム設置の場合、12万円/件(②、③の場合、別に加算額あり)> [連絡先:環境課 TEL:0597-23-8252]	平成13年度から開始
220	三重県亀山市〔補助〕	亀山市家庭用新エネルギー普及支援事業 市内の住宅に対象設備を設置または設置された新築住宅を購入される方へ、三重県新エネサポーターへの登録等普及啓発活動の取組を条件として補助金を交付。対象設備は、住宅用太陽光発電システム、小型風力発電システム。 <6万円/件(住宅用太陽光発電システムの場合。CO2冷媒ヒートポンプ給湯器、家庭用ガスエンジン給湯器と同時に設置の場合には加算あり)> [連絡先:企画政策部 企画経営室 TEL:0595-84-5123]	平成18年度から開始
221	三重県鳥羽市〔補助〕	鳥羽市家庭用新エネルギー普及支援事業費補助金 市内の住宅に家庭用新エネルギー設備を設置した方、または家庭用新エネルギー設備が設置された市内の新築住宅を購入する方に補助する。ただし、「三重県新エネサポーター」登録の承諾が条件。 家庭用新エネルギー設備とは、①住宅用太陽光発電設備、②小型風力発電設備、③①と同時に設置するCO2冷媒ヒートポンプ給湯器、④①と同時に設置する家庭用ガスエンジン給湯器をいう。 <住宅用太陽光発電システム設置の場合、6万円/件(③、④の場合、別に加算額あり)> [連絡先:企画財政課 TEL:0599-25-1101]	平成18年度から開始
222	三重県熊野市〔補助〕	熊野市住宅用太陽光発電システム設置費補助金 市内において自らが所有し、かつ、居住する住宅(新築する住宅を含む。)に住宅用太陽光発電システムを設置しようとする個人、または市内において自らの居住に供するため、住宅用太陽光発電システムを設置した新築住宅を購入しようとする個人に補助する。ただし、「三重県新エネサポーター」登録の承諾が条件。 <6万円/件> [連絡先:市長公室 TEL:0597-89-4111 内線313]	平成18年度から開始

三重県

223	三重県いなべ市[補助]	いなべ市家庭用新エネルギー普及支援事業 市内の住宅に対象設備を設置または設置された新築住宅を購入される方へ、三重県新エネサポーターへの登録等普及啓発活動の取組を条件として補助金を交付。対象設備は、住宅用太陽光発電システム、小型風力発電システム。 <6万円/件(住宅用太陽光発電システムの場合。CO2冷媒ヒートポンプ給湯器、家庭用ガスエンジン給湯器と同時に設置の場合には加算あり)> [連絡先:生活環境課 TEL:0594-72-3946]	平成18年度から開始
224	三重県志摩市[補助]	志摩市家庭用新エネルギー普及支援事業 市内の住宅に対象設備を設置または設置された新築住宅を購入される方へ、三重県新エネサポーターへの登録等普及啓発活動の取組を条件として補助金を交付。対象設備は、住宅用太陽光発電システム。 <6万円/件(CO2冷媒ヒートポンプ給湯器、家庭用ガスエンジン給湯器と同時に設置の場合には加算あり)> [連絡先:生活環境部 環境課 TEL:0599-55-1013]	平成19年度から開始
225	三重県伊賀市[補助]	伊賀市家庭用新エネルギー普及支援事業 市内の住宅に対象設備を設置または設置された新築住宅を購入される方へ、三重県新エネサポーターへの登録等普及啓発活動の取組を条件として補助金を交付。対象設備は、住宅用太陽光発電システム。 <8万円/件(CO2冷媒ヒートポンプ給湯器、家庭用ガスエンジン給湯器と同時に設置の場合には加算あり)> [連絡先:環境政策課 TEL:0595-22-9637]	平成13年度から開始
226	三重県桑名郡木曾岬町[補助]	木曾岬町家庭用新エネルギー普及支援事業 町内の住宅に対象設備を設置または設置された新築住宅を購入される方へ、三重県新エネサポーターへの登録等普及啓発活動の取組を条件として補助金を交付。対象設備は、住宅用太陽光発電システム。 <6万円/件(住宅用太陽光発電システムの場合。CO2冷媒ヒートポンプ給湯器と同時に設置の場合には加算あり)> [連絡先:企画調整課 TEL:0567-68-6101]	平成18年度から開始
227	三重県員弁郡東員町[補助]	東員町家庭用新エネルギー普及支援事業費補助金 町内において、自らが所有し、かつ、居住する住宅に対象設備を設置しようとする方、町内において、自らの居住に供するため新築住宅を購入しようとする方に補助する。ただし、「三重県新エネサポーター」登録の承諾が条件。対象設備は、①住宅用太陽光発電設備、②①と同時に設置するCO2冷媒ヒートポンプ給湯器、③①と同時に設置する家庭用ガスエンジン給湯器、④小型風力発電設備をいう。 <住宅用太陽光発電システム設置の場合 6万円/件(②③の場合別に加算額あり)> [連絡先:生活環境課 TEL:0594-86-2807]	平成12年度から開始
228	三重県三重郡菟野町[補助]	菟野町太陽光発電設備設置費補助事業 町内の住宅に対象設備を設置または設置された新築住宅を購入される方へ、三重県新エネサポーターへの登録等普及啓発活動の取組を条件として補助金を交付。対象設備は、住宅用太陽光発電システム。 <6万円/件(CO2冷媒ヒートポンプ給湯器、家庭用ガスエンジン給湯器と同時に設置の場合には加算あり)> [連絡先:環境課 TEL:059-391-1150]	平成19年度から開始
229	三重県三重郡朝日町[補助]	朝日町家庭用新エネルギー普及支援事業 町内の住宅に対象設備を設置または設置された新築住宅を購入される方へ、三重県新エネサポーターへの登録等普及啓発活動の取組を条件として補助金を交付。対象設備は、住宅用太陽光発電システム。 <6万円/件> [連絡先:町民福祉課 TEL:0593-77-5653]	平成19年度から開始
230	三重県三重郡川越町[補助]	川越町住宅用太陽光発電システム設置費補助金 町内の住宅に対象設備を設置または設置された新築住宅を購入される方へ、三重県新エネサポーターへの登録等普及啓発活動の取組を条件として補助金を交付。対象設備は、住宅用太陽光発電システム。 <24万円/件(住宅用太陽光発電システムの場合。CO2冷媒ヒートポンプ給湯器、家庭用ガスエンジン給湯器と同時に設置の場合には加算あり)> [連絡先:町民環境課 TEL:059-366-7115]	平成15年度から開始
231	三重県多気郡多気町[補助]	多気町太陽光発電システム等設置補助 自ら居住する住宅(店舗付きの住宅も含む。)に太陽光発電システムを設置しようとする方、または太陽光発電システム付き住宅を購入しようとする方に補助する。ただし、「三重県新エネサポーター」登録の承諾が条件。 <太陽光発電システム設置の場合、10万円/kW、上限40万円。太陽光発電システムと同時にCO2冷媒ヒートポンプ給湯器を設置する場合は2万円を、家庭用ガスエンジン給湯器を設置する場合は5万円を追加する。> [連絡先:環境課 TEL:0598-38-1118]	平成13年度から開始
232	三重県多気郡明和町[補助]	明和町住宅用太陽光発電システム設置補助金 自らが居住している町内の住宅に家庭用新エネルギー設備を設置した方、または家庭用新エネルギー設備が設置された町内の新築住宅を購入する方に補助する。ただし、「三重県新エネサポーター」登録の承諾が条件。家庭用新エネルギー設備とは、①住宅用太陽光発電設備、②小型風力発電設備、③①と同時に設置するCO2冷媒ヒートポンプ給湯器、④①と同時に設置する家庭用ガスエンジン給湯器をいう。 <住宅用太陽光発電システム設置の場合、12万円/件(③、④の場合、別に加算額あり)> [連絡先:企画課 TEL:0596-52-7112]	平成15年度から開始
233	三重県多気郡大台町[補助]	大台町家庭用新エネルギー普及支援事業 町内の住宅に対象設備を設置または設置された新築住宅を購入される方へ、三重県新エネサポーターへの登録等普及啓発活動の取組を条件として補助金を交付。対象設備は、住宅用太陽光発電システム。 <6万円/件(住宅用太陽光発電システムの場合。CO2冷媒ヒートポンプ給湯器、家庭用ガスエンジン給湯器と同時に設置の場合には加算あり)> [連絡先:生活環境 TEL:0598-82-3787]	平成19年度から開始
234	三重県度会郡玉城町[補助]	玉城町住宅用太陽光発電システム設置補助金 町内に居住し、かつ、自らが所有する住宅に住宅用太陽光発電システムを設置した方、または町内において住宅用太陽光発電システムを設置した新築住宅を購入する方に補助する。ただし、「三重県新エネサポーター」登録の承諾が条件。対象設備とは、①住宅用太陽光発電システム、②①と同時に設置するCO2冷媒ヒートポンプ給湯器、③①と同時に設置する家庭用ガスエンジン給湯器をいう。 <住宅用太陽光発電システム設置の場合、12万円/件>(②、③の場合、別に加算あり) [連絡先:生活福祉課 TEL:0596-58-8203]	平成14年度から開始

	235	三重県度会郡度会町 [補助]	度会町家庭用新エネルギー普及支援事業費補助金 町内に対象設備の設置を完了した方、または設置を完了できる方に補助する。ただし、「三重県新エネサポーター」登録の承諾が条件。対象設備とは、①住宅用太陽光発電設備、②①と同時に設置するCO2冷媒ヒートポンプ給湯器、③小型風力発電設備をいう。 <太陽光発電設備設置の場合、6万円/件 (②の場合は2万円上乘せとなる。)> [連絡先:総務企画課 TEL:0596-62-2421]	平成18年度から開始
	236	三重県度会郡大紀町 [補助]	大紀町家庭用新エネルギー普及支援事業 町内の住宅に対象設備を設置または設置された新築住宅を購入される方へ、三重県新エネサポーターへの登録等普及啓発活動の取組を条件として補助金を交付。対象設備は、住宅用太陽光発電システム。 <6万円/件 (CO2冷媒ヒートポンプ給湯器と同時に設置の場合には加算あり)> [連絡先:企画振興課 TEL:0598-86-2214]	平成13年度から開始
	237	三重県度会郡南伊勢町 [補助]	南伊勢町家庭用新エネルギー普及支援事業 町内の住宅に対象設備を設置または設置された新築住宅を購入される方へ、三重県新エネサポーターへの登録等普及啓発活動の取組を条件として補助金を交付。対象設備は、住宅用太陽光発電システム。 <6万円/件 (CO2冷媒ヒートポンプ給湯器と同時に設置の場合には加算あり)> [連絡先:企画商工観光課 TEL:0599-66-1366]	平成18年度から開始
	238	三重県北牟婁郡紀北町 [補助]	紀北町家庭用新エネルギー普及支援事業 町内の住宅に対象設備を設置または設置された新築住宅を購入される方へ、三重県新エネサポーターへの登録等普及啓発活動の取組を条件として補助金を交付。対象設備は、住宅用太陽光発電システム。 <6万円/件> [連絡先:企画課 TEL:0597-32-1111]	平成18年度から開始
	239	三重県南牟婁郡御浜町 [補助]	紀北町家庭用新エネルギー普及支援事業 町内の住宅に対象設備を設置または設置された新築住宅を購入される方へ、三重県新エネサポーターへの登録等普及啓発活動の取組を条件として補助金を交付。対象設備は、住宅用太陽光発電システム。 <6万円/件> [連絡先:総務課 TEL:05979-3-0505]	平成18年度から開始
	240	三重県南牟婁郡紀宝町 [補助]	紀宝町太陽光発電システム設置費補助金 町内の住宅に対象設備を設置または設置された新築住宅を購入される方へ、三重県新エネサポーターへの登録等普及啓発活動の取組を条件として補助金を交付。対象設備は、住宅用太陽光発電システム。 <6万円/件> [連絡先:企画調整課 TEL:0735-33-0334]	平成18年度から開始
滋賀県	242	滋賀県栗東市[補助]	太陽光発電システム設置補助金 市内居住者で、新規発電システム設置者(個人所有住宅または店舗等併用個人住宅)。市税完納者。 <3万円/kW、上限10万円> [連絡先:生活環境課 TEL:077-551-0341]	平成15年度から開始
	243	滋賀県野洲市[補助]	野洲市住宅用太陽光発電システム設置補助金 市内に下記の要件を満たす太陽光発電システムを設置する方に補助する。 ①住宅の屋根等への設置に適した、低圧配電線と逆潮流有りで連系し、かつ、太陽電池出力が10kW未満のもの、②システムを設置した地域を電力供給区域とする電力会社と電力受給契約を締結したシステムであるもの、③未使用品であるもの <5千円/kW、上限2.5万円>(千円未満切捨て) [連絡先:環境経済部環境課 TEL:077-589-6431]	平成10年度(旧野洲町)から開始
京都府	245	京都府[融資]	京都府住宅用改良資金融資制度(21世紀リフォーム・環境共生型) <対象:府内居住者 限度額:350万円以内 利率:年1.9% 償還方法:10年以内 備考:申込窓口は取扱金融機関> [連絡先:土木建築部住宅課 TEL:075-414-5361]	平成15年度から開始
		京都府[融資]	経営活力融資(設備投資、設備一般) <対象:中小企業者、組合 限度額:所要資金の90%以内で、1企業8,000万円、1組合1億6,000万円(うち運転資金30%以内) 利率:年2.3%(小規模企業者年1.8%) 償還方法:10年以内均等月賦(必要に応じて6ヶ月以内の据置可(備考:別途設備資金を設けている融資制度でも対応可。保証協会の保証要)> [連絡先:商工部商工総括金融・組合室 TEL:075-414-4822]	平成16年度から開始
	246	京都府京都市[補助]	京都市住宅用太陽光発電システム助成金交付制度 ①市内において、自ら居住する戸建住宅又は賃貸する戸建住宅に太陽光発電システムを設置した個人に助成する。②市内において、共同住宅の共用部分に電力を供給するための太陽光発電システムを設置した分譲共同住宅の管理組合又は賃貸共同住宅の所有者に助成する。 <①の場合:4.5万円/kW、上限18万円>。②の場合:分譲5.6万円/kW、上限112万円。賃借 4.5万円/kW、上限18万円> [連絡先:総合企画局地球温暖化対策室 TEL:075-211-9281]	平成15年度から開始
		京都府京都市[融資]	京都市環境保全資金融資制度(太陽エネルギー利用設備資金) 対象:中小企業者であり次の要件を満たす者 ・京都市内に工場等を設置し、1年以上継続して同一の事業を営んでいること ・資金調達が困難であること ・市民税の滞納がないこと <限度額4,000万円、利率年1.5%、償還方法10年以内月賦> [連絡先:環境局環境企画部環境管理課 TEL:075-213-0930]	平成14年度から開始
	247	京都府南丹市[補助]	南丹市住宅用太陽光発電システム設置費補助金 市内に住所を有し、自ら居住する市内の住宅に太陽光発電システムを設置する方に補助する。 <2万円/kW、上限10万円> [連絡先:市民部環境課 TEL:0771-68-0015]	平成11年度(旧八木町)から開始
大阪府	248	大阪府茨木市[補助]	茨木市住宅用太陽光発電システム設置事業補助 市の区域内において、自らが所有し、または借り受けており、かつ、居住する住宅に対象システムを設置する方に補助する。ただし、建築物の販売を目的に住宅用太陽光発電システムを設置したものでないこと。 <3万円/kW、4kW上限>(千円未満切捨て) [連絡先:産業環境部環境保全課 TEL:072-620-1646]	平成16年度から開始
	249	大阪府泉大津市[補助]	泉大津市住宅用太陽光発電システム設置事業補助金 自ら居住する市内の住宅に住宅用太陽光発電システムを設置する方に対し、経費の一部を補助する。 <3万円/kW、4kW上限>(千円未満切捨て) [連絡先:都市整備部まちづくり政策課 TEL:0725-33-1131]	平成19年度から開始

兵庫県	250	兵庫県[補助]	住宅用太陽光発電システム設置費補助事業 既存住宅に金融機関等から融資(無利子は不可。クレジット払いを含む。)を受けて太陽光発電設備(1kW以上。設置工事代を含む。)を設置する方に補助する。ただし、申請時点で未設置の方に限る。 <設置費用×4.375%。2.5万円/kW上限、上限10万円> [連絡先:環境管理局大気課 TEL:078-341-7711]	平成18年度から開始
	251	兵庫県神戸市[融資]	神戸市環境保全資金融資制度 市内で1年以上同一事業を営んでいる次のいずれかに該当する方に融資する。 ①資本(出資)の額が3億円(卸売業では1億円、小売業・サービス業では5,000万円)以下の会社 ②常時使用する従業員が300人(卸売業・サービス業では100人、小売業では50人)以下の会社・個人 ③中小企業団体(事業協同組合・事業共同小組合・協同組合連合会・企業組合・協業組合等) <1事業者2000万円、組合5000万円を上限、年利1.8%(固定金利)で融資。 償還期間:融資額が2,000万円以下の場合7年以内、融資額が2,000万円を超える場合10年以内。償還方法:元利均等月賦償還(元金1年以内据置可能)。利子補給割合:従業員数20人以下の事業者:利子の60%補給(実質負担金利:0.72%)、従業員数21人以上の事業者:利子の30%補給(実質負担金利:1.26%)> [連絡先:環境局地球環境課 TEL:078-322-5301]	平成6年度から開始
			市内で自ら居住する住宅に太陽光発電システムを導入する個人を対象とし、システム設置費用から国の補助金交付予定額を差し引いた額に対し融資。 <200万円を上限、年利3.8%で融資。利子の1/2を利子補給。融資期間:10年以内> [連絡先:環境局地球環境課 TEL:078-322-5301]	平成12年度から開始
	252	兵庫県尼崎市[補助]	尼崎市住宅用太陽光発電システム設置費補助制度 ①自ら居住する市内の住宅に平成19年4月1日以降にシステム設置に係る工事契約を締結し、システムを設置した者(住宅の新築に合わせてシステムを設置する者を含む。また、区分所有住宅にあつては管理組合が対象者となる。)②建売住宅供給者等から建築確認済証の交付日が平成19年4月1日以降の市内にあるシステム付き住宅を購入し、居住している者(区分所有住宅にあつては管理組合が対象者となる。)これらのいずれかに該当する者か、または①②に該当しない者で、市長が公共公益性があると認める市内の建築物(保育所、幼稚園、学校等)に平成19年4月1日以降にシステム設置に係る工事契約を締結し、システムを設置した者に補助する。 <太陽電池出力1kW当たり5万円(上限:戸建住宅20万円・区分所有住宅50万円)> [連絡先:尼崎市環境市民局環境部環境政策課 TEL:06-6489-6300]	平成19年度から 平成22年度まで(予定)
	253	兵庫県洲本市[補助]	洲本市住宅用太陽光発電システム設置費補助金 自ら居住する市内の住宅(店舗併用住宅を含む。)に対象システムを新たに設置(対象システム付き住宅の新築または購入を含む。)した方に補助する。 <2万円/kW、3kW上限> [連絡先:市民生活部環境整備課 TEL:0799-22-3321]	平成16年度から 平成20年度まで(予定)
	254	兵庫県相生市[補助]	住宅用太陽光発電システム設置費補助金 自ら居住する市内の住宅(店舗等との併用住宅を含む)に対象システムを設置した方、または市内に建築されたシステム付きの住宅を購入した方に補助する。ただし、市町村税の滞納がないことが条件。対象家屋:自己が2分の1以上を所有する1戸建ての家屋であつて、自己または生計を一にする親族が当該家屋の2分の1以上を居住の用に供するもの。 <2.5万円/kW、上限10万円>(千円未満切捨て) [連絡先:環境課 TEL:0791-23-7131]	平成14年度から開始
	255	兵庫県豊岡市[補助]	豊岡市太陽光発電システム設置補助 市内に住所を有し、自ら居住する住宅(店舗兼用住宅を含み、賃貸を除く。)に新たに対象システムを設置する方、または対象システム付個人住宅を購入する方で、電力会社と電力受給契約を締結する方に補助する。 <5万円/KW、上限20万円> [連絡先:コウノトリ共生部コウノトリ共生課 TEL:0796-23-1111]	平成14年度から開始
	256	兵庫県加古川市[補助]	加古川市太陽光発電装置設置住宅優遇融資補助金 市内に自ら居住の住宅(共同住宅は除く。)を建設または購入する方で、自己使用の目的で新築する住宅に太陽光発電システムを設置し、金融機関と優遇融資契約を締結し、融資が実行している方に補助する。ただし、市税を滞納していないことが条件。 <5万円/件> [連絡先:環境部環境政策課 TEL:079-427-9769]	平成18年度から開始
	257	兵庫県朝来市[補助]	住宅用太陽光発電システム設置補助金 自ら居住する市内の個人住宅に太陽光発電システムを設置する方に補助する。 <2.5万円/kW、4kW上限> [連絡先:市民生活部生活環境課 TEL:079-672-6121]	平成17年度から開始
258	兵庫県川辺郡猪名川町[補助]	猪名川町住宅用太陽光発電システム設置費補助金 自ら居住する町内の住宅(店舗及び併用住宅を含む)に太陽光発電システムを設置する方に補助する。 <4万円/kW、4kW上限>(千円未満切捨て) [連絡先:生活部住民生活課環境対策室 TEL:072-766-8712]	平成14年度から開始	
259	兵庫県稲美町[補助]	太陽光発電システム設置費補助制度 町内で個人住宅(新築、既築を問わない)に太陽光発電システムを設置する方に補助する。 <1万円/kW、上限5万円> [連絡先:生活環境課 TEL:0743-74-1111 内戦375]	平成16年度から開始	
奈良県	260	奈良県生駒市[補助]	生駒市住宅用太陽光発電システム設置費補助金 市内に自ら居住する住宅を有する方で、既存住宅または新築住宅へ太陽光発電システムの設置を予定している方、またはシステムが設置された新築住宅の購入を予定している方が補助の対象となる。 <10万円/件> [連絡先:生活環境部環境管理課 TEL:0743-74-1111 内線375]	平成14年度から 平成20年度まで(予定)
鳥取県	262	鳥取県鳥取市[補助]	鳥取市住宅用自然エネルギー導入促進事業費補助 自らが居住する市内の住宅等(併用住宅、集会所、事務所、店舗等を含む。)に対象設備(太陽光発電システム、小型風力発電システム、薪ストーブ、ペレットストーブ)を設置した方に補助する。 太陽光発電システム<2万円/kW、上限4kW>(千円未満切捨て)対象設備のうち太陽光発電システム以外のもの<設置経費の1/4、上限8万円>(千円未満切捨て) [連絡先:環境下水道部環境政策課 TEL:0857-20-3176]	平成16年度から開始
	265	鳥取県東伯郡北栄町[補助]	北栄町住宅用太陽光発電システム設置費補助金 自ら居住する町内の住宅に住宅用太陽光発電システムを設置する方に補助する。ただし、当該年度に事業を開始し、対象システムを設置した方であること。 <2万円/kW、上限4kW> [連絡先:環境政策課 TEL:0858-36-3112]	平成16年度から開始
	266	鳥取県日野郡日南町[補助]	日南町住宅用太陽光発電システム設置費補助金 自ら居住する町内の住宅に太陽光発電システムを設置する方に補助する。 <4万円/kW、上限16万円> [連絡先:住民生活課 TEL:0859-82-1112]	平成16年度から開始



島根県	267	島根県松江市[補助]	松江市住宅太陽光発電導入支援事業補助金 自ら居住する家屋(松江市内に限る)(新築、既存共に可。)に住宅用太陽光発電システム(10kW未満)を設置しようとする場合に補助する。 ＜太陽光発電システムに係る設備の設置経費(太陽電池モジュール、パワーコンディショナー、接続箱、架台等)太陽光発電システムの出力容量1kWあたり22,500円に乘じた額。ただし、67,500円が上限。＞ [連絡先:環境保全部環境保全課 TEL:0852-55-5271]	平成18年度から開始
	268	島根県雲南市[補助]	雲南市住宅用太陽光発電導入促進事業補助金 市内に居住する方及び住居を予定する方が、市内の住居に太陽光発電システムを設置する場合に補助する。 ＜3万円/kW、上限3kWまで＞(市内新産業の育成を目的とし、三洋電機製太陽光セルを設置する場合は、3万円の上乗せを行う。) [連絡先:環境対策課 TEL:0854-40-1033]	平成15年度から開始 平成19年度より一部改正
岡山県	270	岡山県[融資]	岡山県中小企業者向け融資制度(環境対策資金) 県知事が定める環境対策を行う県内の中小企業者又は組合を対象に融資。 ＜限度額:3,000万円/1企業者・1組合、融資利率:変動金利:年1.85%(保証付き、責任共有制度対象)年1.70%(保証なし)、融資期間:(設備)7年以内(うち据置期間1年以内)＞ [連絡先:産業労働部経営支援課 TEL:086-226-7361]	平成12年度から開始
	271	岡山県倉敷市[補助]	倉敷市住宅用太陽光発電システム設置費補助金制度 自ら居住する市内の住宅にシステムを設置し、かつ、市税を完納している者に補助する。 ＜1万5千円/kW、4kW上限(6万円まで)＞ [連絡先:市民環境局環境部環境政策課 TEL:086-426-3391]	平成19年4月2日から 平成20年2月8日まで (平成20年3月10日まで に完了報告の終了する 見込みのもの)
	273	岡山県総社市[補助]	総社市住宅用太陽光発電システム設置費補助金 自ら居住する市内の住宅にシステムを設置した方に補助する。 ＜2万円/kW、上限4kW＞(千円未満切捨て) [連絡先:環境課 TEL:0866-92-8339]	平成17年度から 平成19年度まで
	274	岡山県瀬戸内市[補助]	瀬戸内市住宅用太陽光発電システム設置費補助金 市内に自ら居住または居住する予定の個人住宅に発電システムを設置した方、および発電システム付き住宅を購入した方に補助する。 ＜1万円/kW、上限2万円＞(千円未満切捨て) [連絡先:生活環境課 TEL:0869-22-1899]	平成14年度から 平成19年度まで
広島県	275	広島県呉市[補助]	住宅用太陽光発電システム設置補助金 市内の自ら住む住宅にシステムを設置する方、またはシステムが設置された市内の建売住宅を購入する方(今年度中に完了見込みであること。)で、かつ市税を完納している方に補助する。 ＜2万円/kW、4kW上限＞(千円未満切捨て) [連絡先:環境部環境政策課 TEL:0823-25-3304]	平成9年度から開始
	276	広島県三原市[補助]	三原市住宅用太陽光発電システム設置費補助金 市内の住宅にシステムを設置する方、または建売住宅供給者等から市内にシステム付き住宅を購入する方で、市税を完納している人に補助する。ここで、住宅とは、市民が自ら居住するために用いる家屋(事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねる家屋を含む。)をいう。ただし、集合住宅は除く。 ＜4万円/kW、上限20万円＞(千円未満切捨て) [連絡先:環境政策課 TEL:0848-67-6168]	平成16年度から 平成19年度まで (平成20年度については 未定)
	277	広島県福山市[補助]	福山市住宅用太陽光発電システム設置費補助金 自ら居住する市内の住宅にシステムを設置する方、またはシステム(未使用)を設置した市内の住宅を自ら居住するために購入する方で、市税を完納している方に補助する。ただし、社宅、借家、別荘等は対象外。集合住宅や店舗併用住宅等は、申請者が継続的に居住する場合は対象。 ＜2万円/kW、4kW上限＞(千円未満切捨て) [連絡先:環境保全課 TEL:084-928-1072]	平成12年度から開始
山口県	278	山口県[融資]	地球にやさしい環境づくり融資制度(個人向け) 購入・設置経費から他の公的補助金額および公的融資金額を控除した額を融資対象額とし、県内に住所を有する方で、県税を滞納していない方を対象に融資。 ＜融資限度額:500万円、融資利率:年2.1%、融資期間:5年以内(据置期間1年を含む。)、償還方法:元金均等月賦償還 利子後払い＞ [連絡先:環境生活部環境政策課 TEL:083-933-2690]	平成12年度から開始
			地球にやさしい環境づくり融資制度(中小企業向け) CO2排出量を10%以上削減できる地球温暖化対策施設(太陽光発電施設等)を整備する、県内に事業場を有し、原則として現事業を6カ月以上行っている中小企業者(その組合を含む。)で、県税を滞納していないものを対象に融資。 ＜融資限度額:(地球温暖化対策施設)10,000万円、融資利率:年1.8%、償還期間:1,000万円未満5年以内、1,000万円以上7年以内、5,000万円以上10年以内＞ [連絡先:環境生活部環境政策課 TEL:083-933-2690]	平成18年度から 平成22年度まで
香川県	281	香川県[補助]	香川県住宅用太陽光発電システム導入促進事業 住宅用太陽光発電の補助制度を実施している県内の下記市町を通じて補助する。 補助制度のある市町(平成19年4月現在):高松市、丸亀市、坂出市、観音寺市、直島町、多度津町 ＜2.5万円/kW、上限10万円、4kW ※市町補助金の内数となる＞ [連絡先:環境政策課 TEL:087-832-3215 または上記市町窓口]	平成15年度から開始
	282	香川県高松市[補助]	高松市住宅用太陽光発電システム設置費補助金 市内に住所を有する方で、自らが居住する市内の住宅にシステムを設置した方、自らが居住するために新築する市内の住宅に、システムを設置した方(建売住宅を含む。)に補助する。いずれも店舗等の併用住宅を含む。ただし、市税を完納していることが条件。 ＜5万円/kW、上限20万円＞ [連絡先:環境部環境保全課 TEL:087-839-2393]	平成15年度から開始
	283	香川県丸亀市[補助]	丸亀市住宅用太陽光発電システム設置費補助金 市内の住宅に発電システムを設置した方、または市内に自宅として発電システム付き建売住宅を購入した方(いずれも店舗等との併用住宅を含む。)に補助する。ただし、市税を完納していること、受付期間内に申請が可能であることが条件。 ＜5万円/kW、上限20万円＞(千円未満切捨て) [連絡先:生活環境部環境課 TEL:0877-24-8836]	平成15年度から開始
	286	香川県香川郡直島町[補助]	直島町住宅用太陽光発電システム設置事業補助金 町民税を完納しており、かつ、自ら居住するための町内の住宅にシステムを設置しようとする方、またはシステムを設置する町内の住宅で販売を目的とした住宅を購入しようとする方に補助する。 ＜5万円/kW、4kW上限＞ [連絡先:環境水道課 TEL:087-892-2225]	平成16年度から開始

	287	香川県仲多度郡多度津町[補助]	住宅用太陽光発電システム設置事業補助金 自ら居住するための町内の住宅に太陽光発電システムを設置しようとする方に補助する。ただし、世帯員が町税を滞納していないことが条件。 <5万円/kW、上限20万円> [連絡先:環境課 TEL:0877-33-4425]	平成16年度から開始
愛媛県	288	愛媛県松山市[補助]	松山市地球温暖化対策機器補助金 市内に居住する個人または市内に事務所を有する法人で、市税を滞納していない方に補助する。補助金の交付は、1世帯または1法人につき1回限りとする。 <8万円/kW、4kW上限>(千円未満切捨て) [連絡先:環境部環境事業推進課 TEL:089-948-6437]	平成12年度から開始
	289	愛媛県西条市[補助]	西条市住宅用太陽光発電システム導入促進事業補助金 自ら居住する市内の住宅(店舗等との併用住宅を含む。)に住宅用太陽光発電システムを設置した方に、1回限り補助する。 <1万円/kW、4kW上限> [連絡先:企画経済部産業振興課 TEL:0897-56-5151 内線2547]	平成11年度から開始
	290	愛媛県大洲市[補助]	肱川町住宅用太陽光発電システム設置費補助金 自ら居住する市内(旧肱川町内)の住宅に太陽光発電システムを設置する方に補助する。 <5万円/kW、4kW上限>(千円未満切捨て) [連絡先:肱川支所総務商工課 TEL:0893-34-2329]	平成13年度から 平成19年度まで
	291	愛媛県東温市[補助]	東温市地球温暖化対策機器設置費補助金 自ら居住する市内の住宅に太陽光発電システムを設置する方に補助する。ただし、市税を滞納していないことが条件。補助金の交付は、1世帯につき1回に限る。 <4万円/kW、4kW上限> [連絡先:生活環境課 TEL:089-964-4415]	平成16年度から開始
高知県	293	高知県高岡郡橋原町[補助]	住宅用太陽光発電施設設置補助 自ら居住する町内の住宅(店舗等との併用住宅を含む。)に太陽光発電システムを設置しようとする方に補助する。 <20万円/kW、4kW上限> [連絡先:環境整備課 TEL:0889-65-1251]	平成13年度から開始
福岡県	294	福岡県北九州市[補助]	北九州市住宅用新エネルギーシステム設置補助金 市内に居住または居住予定の方で新たに太陽光発電システムを自らの居住に設置し、当該年度2月までに実績報告ができる方が対象。ただし、市内に居住している方については、市税の滞納がないことが条件。 <5万円/kW、4kW上限> [連絡先:環境局都市環境管理課 TEL:093-582-2238]	平成19年度から開始
	295	福岡県福岡市[補助]	福岡市住宅用太陽光発電システム設置補助 市内に自ら所有し居住する住宅を有する方で、新築または既存住宅に太陽光発電システムの設置を予定している方、太陽光発電システムが設置された新築住宅の購入を予定している方が対象。ただし、商業施設等を兼ねた住宅に対象システムを設置、または設置された住宅を購入する場合は対象外。 <10万円/件、年間200件> [連絡先:福岡市地球温暖化防止市民協議会事務局(環境対策推進部温暖化対策課) TEL:092-711-4282]	平成13年度から開始
	297	福岡県三潁郡大木町[補助]	家庭用太陽光発電システム設置補助 自らが居住するための町内の住宅に平成18年度中に太陽光発電システムを設置する方が対象。 <3万円/kW、上限3kW> [連絡先:環境課 TEL:0944-32-1013 内線203]	平成14年度から開始
	298	福岡県田川郡香春町[補助]	香春町住宅用太陽光発電設置補助金 自らが居住する住宅(住宅に事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものを含む。)に太陽光発電システムを設置する方に補助する。 <2万円/kW、4kW上限>(千円未満切捨て) [連絡先:総務課 TEL:0947-32-8408]	平成16年度から開始
佐賀県	299	佐賀県[補助]	佐賀県太陽光発電トップランナー推進事業 佐賀県内に居住する方で、平成19年4月1日から平成20年3月末日までに、自ら所有し居住する住宅に、新規に住宅用太陽光発電システム(設備容量10kW未満)を設置された個人の方が対象。 <太陽光発電による自家消費電力1kWhあたり40円 助成の上限:1840kWh(73,600円) 助成期間:1年間> [連絡先:くらし環境本部環境課 TEL:0952-25-7079]	平成18年度から開始
熊本県	300	熊本県菊池市[補助]	菊池市住宅用太陽光発電システム設置費補助金 市内に居住し、市内の居住用住宅(店舗等との併用住宅を含む。)に発電システムを設置する方が対象。 <2万円/kW、上限6万円>(千円未満切捨て) [連絡先:企画振興課 TEL:0968-25-1111 内線1333]	平成12年度から開始
	301	熊本県天草市[補助]	天草市住宅用太陽光発電システム設置費補助金 市内に居住し、市区域内の既存住宅および新築住宅(店舗等との併用住宅を含む。)に発電システムを設置する方、または設置済みの建売住宅を購入する方を対象に補助する。 <5万円/kW、上限20万円>(千円未満切捨て) [連絡先:環境課 TEL:0969-23-1111 内線1282]	平成18年度から開始
沖縄県	303	沖縄県那覇市[補助]	那覇市住宅用太陽光発電システム補助金 平成19年度に自らが居住する市内の住宅に、市内の施工業者を利用し、住宅用太陽光発電システムを設置した方に補助する。 <2万円/kW、上限6万円> [連絡先:那覇市環境部環境政策課ゼロエミッション推進室 TEL:098-951-3392]	平成15年度から開始